

# 履修の手引き

2026年度(令和8年度)入学生用



兵庫県立大学看護学部

卒業するまで保管

# 目 次

1 はじめに	1
2 看護学部のカリキュラムについて	2
<b>第1章 履修の手引き</b>	
1 授業科目と卒業要件	8
2 先修条件	9
3 履修について	9
4 試験について	12
5 授業について	13
<b>第2章 履修の指針</b>	
1 科目の構成	23
2 履修モデル	26
3 助産師養成課程	27
4 教職課程	28
5 その他	31
<b>第3章 実習の基本的な考え方</b>	
1 実習の目的	32
2 実習の基本方針	32
3 実習科目の構成及び概要	33
4 実習時期の目安	34
5 実習施設一覧	35
<b>第4章 履修関係規程</b>	
履修関係規程等一覧	36
1 兵庫県立大学学則	37
2 兵庫県立大学看護学部規程	47
3 兵庫県立大学 GPA 制度要綱	64

# 1 はじめに

兵庫県立大学看護学部では、保健・医療・福祉を取り巻く社会環境の変化に対応できる人たちを育てるためのカリキュラムを構築しています。看護学は人と人の触れあいから始まり、専門的知識と技術を使って人々の健康状態に応じた生活を支援していくことを可能にする学問です。看護職を目指す人は、人間を深く幅広く理解する必要があり、専門教育だけではなく豊かな教養が求められます。また、人々が生きている環境や社会を理解し、その中で、自分のあり方を深く見つけ、行動できることも求められます。教員は学部の教育理念や教育目標に示されていることを目指して、皆さんに関わり、教育体験を豊かにしようと努めます。

具体的にはカリキュラムにおいて理論と実践を融合した教育を展開し、幅広く学習ができるよう他学部との全学共通科目の設定や看護領域での選択科目の配置などの工夫がなされています。1年次には、1週間に3日間、神戸商科キャンパスで行われる全学共通科目を履修することになります。加えて残りの2日間は、明石看護キャンパスで専門教育科目や専門関連科目を学ぶことを通し、看護との出会いを始めることとなります。1年次から実習・演習形式の学習と講義形式の学習を組み合わせることによって、より一層その出会いを意味あるものにできると思います。

本学部のカリキュラムは保健師・看護師・助産師・養護教諭一種免許状取得が可能になるように組まれています。助産師・養護教諭一種は選択する課程となりますから、希望する人は予め必要となる科目選択をしておかなければなりません。

4年間をどう過ごすか、どの科目をいつ選択するのかなど、十分に看護学部の履修方法を理解した上で、各自が計画を立てることが必要です。また、各学年の前期・後期の初めにはガイダンスが行われますが、皆さんの周りの教職員や先輩に必要時に助言を求めるなど、相談してください。

大学生活の中で、皆さん方が「学問と人」に出会う機会を多く持たれることを願っています。目標に向かいながら、未知の経験を積み重ねる計画を立てることは難しいことだとは思いますが、自分が学びたいことを考え、そして行動に移す体験を通して学問が自分の糧になり、人との出会いが、人生の広がりになっていくことでしょう。

## 2 看護学部のカリキュラムについて

### (1) 教育目標（ディプロマ・ポリシー＝DP）

1. 人間、文化、社会、自然に関する幅広い教養を培うことによって豊かな人間性を育み、人としての権利を尊重して行動することができる。
2. 主体的に学ぶ姿勢をもって変化する社会の様々な課題を発見し、その解決への道を他者と共に考え、行動することができる。
3. 看護の基礎となる人間、健康、環境に関する知識や技術を体系的に修得することによって、科学的根拠に基づいた看護を実践することができる。
4. 看護を必要とする人を全人的にとらえ、その人の痛みや喜びを分かち合うことによって、生命の尊厳を重んじた看護を実践することができる。
5. 実践・教育・研究の場において看護専門職として活動するだけでなく、保健・医療・福祉等関連領域の専門職と学際的に連携することができる。
6. コミュニティを対象とした視点を養うことによって、地域生活者の健康問題に積極的に取り組みながら看護を実践することができる。
7. コミュニケーション能力を養い、グローバルな視野に立って世界の健康問題に取り組む姿勢をもつことができる。
8. 看護の課題を探究する総合的な視野を培うことによって、看護学を発展させていく能力を養うことができる。

### (2) 教育課程編成の考え方（カリキュラム・ポリシー＝CP）

看護学部では、「豊かな人間性の形成により、生命の尊厳を基調とした倫理観を身に付け、社会の人々に信頼される高い看護の専門的知識・実践力を有し、地域や国際社会の保健・医療・福祉の課題に柔軟に対応し、職業創造ができる看護職を育成します」という教育理念にもとづいて、8項目のDPを掲げ、その目標を実現しうるために以下のようなカリキュラムを構成している。

全学共通科目（26単位以上）、専門教育科目（81単位以上）に加えて看護学に関連した専門関連科目（30単位以上）を配置し、諸学問と看護学を有機的に結びつけながら学際的視野に基づいた看護実践力の育成を図ることを目的としている。

#### 【全学共通科目】

全学共通教育は、学生の多様な関心に応え、幅広い教養や豊かな人間性を養うとともに、主体的な課題探究能力を高めることや国際化と情報化の急激な進展のなかで求められるコミュニケーション能力、情報活用能力の養成を目的とする。大きくは「人間形成教育科目」「学際教育科目」「外国語教育科目」「情報教育科目」から構成されている。

#### 【専門関連科目】

全学共通科目と専門教育科目を有機的につなげることで看護の基礎となる人間、健康、環境を多角的・総合的に理解することを目的とする。専門関連科目は、専門関連科目Ⅰと専門関連科目Ⅱから構成され、Ⅰは全学共通科目と専門教育科目を有機的に媒介し、社会のあり方、人の心

とその発達や障害、身体運動と健康、人の生命と配慮を深く認識することをめざし、Ⅱは人体や疾病治療構造の仕組みや社会システムなど看護専門教育科目の近接領域の知識や技術を教授し、多角的に看護の対象となる人や場を理解することをめざす。4年次には、看護学を総合的な人間の学として捉え直すための総合ゼミを設置している。

#### 【専門教育科目】

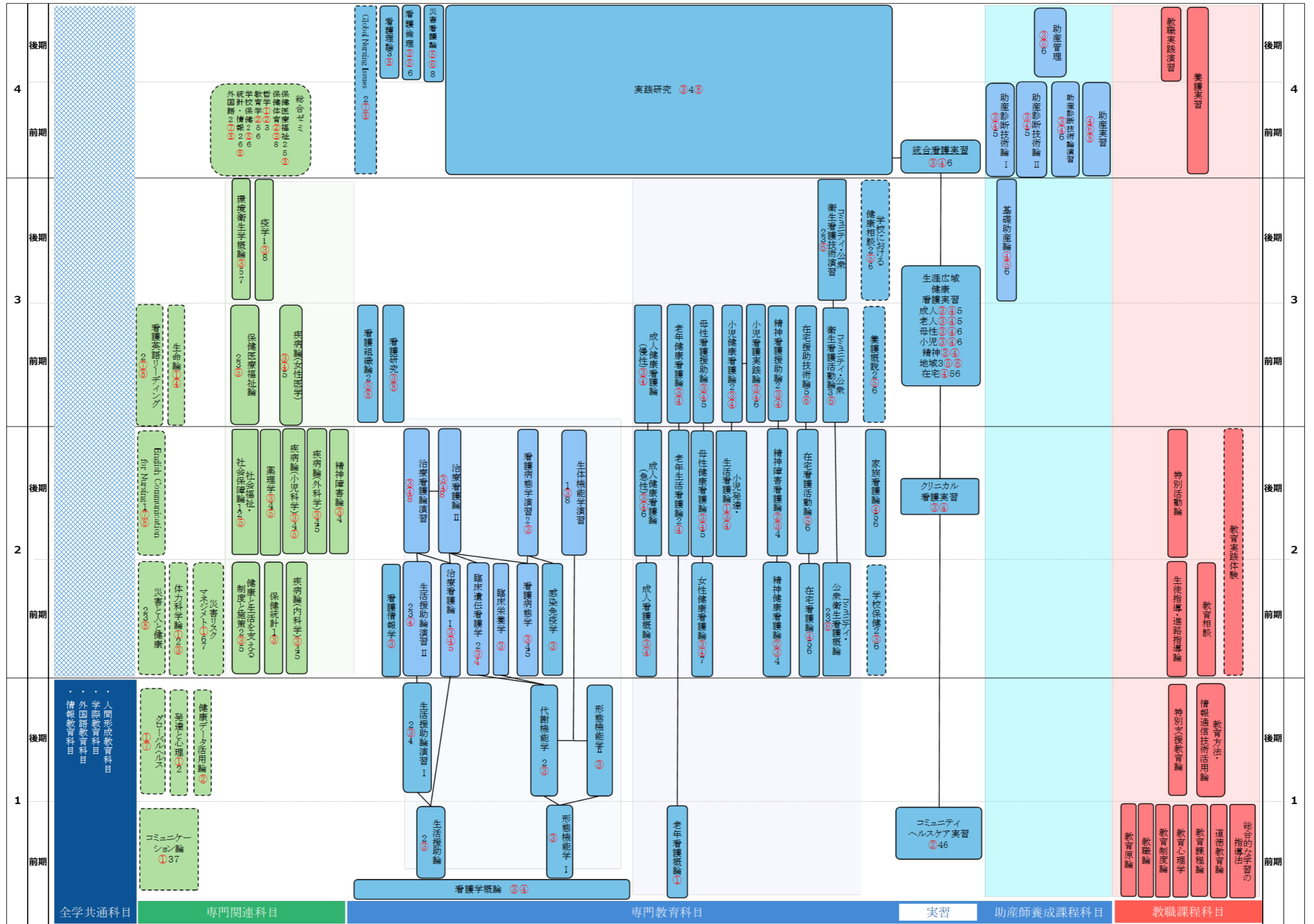
1年次から専門教育科目を配置することで、看護への関心を持続させながら内発的動機づけを高め、主体的に学ぶ姿勢を培う。看護基礎・実践基礎看護・生涯広域健康看護の3つの講座すべてから系統的に看護の基本を学び、その後より専門性を高める科目へと繋がるよう構成している。実習科目は、学内科目で学んだ知識や技術を有機的に結びつけながら、様々な健康状態を呈している人々に接する機会となる。人々の健康状態は流動的であること、人々の価値観や文化的背景等によって受け止め方が異なることなど看護の対象となる人々の特性を理解する。また対象を取り巻く地域社会に対する看護の役割を理解し、他の専門職や市民との協働ができる力を育み、看護ケアの在り方を探求・発展しうる力を養う。さらに複雑化した現代の健康の諸問題に対応し、様々な場において看護実践できる力を養うことをめざす。

(学修成果の評価の方法)

学修成果の評価は、試験、レポート、発表内容、実技等により、学修目標に即して多面的な方法で行う。

兵庫県立大学看護学部 カリキュラムマップ 科目履修系統図【令和8年度入学生】

  ……必修科目
   ……選択科目
 数字は対応するDP(○は主たるもの)



## 看護学部 履修モデル

◎：必修科目

区分		必要単位数	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	3年次前期	3年次後期	4年次前期	4年次後期	合計 単位数
(26 単位以上履修) 全学共通科目	人間性の基盤教育科目	人文科学系 (2単位以上)	・哲学概論(2)	・倫理学概論(2)							12
		社会科学系 (2単位以上)	・日本国憲法(憲法学)(2)	・法学概論(2)							
		自然科学系 (2単位以上)	・生命科学概論(2)	・数学概論(2)							
	学際教育科目	ゼミナール (2単位以上)	◎基礎ゼミナール1(1)	◎基礎ゼミナール2(1)							8
		県大特色系 (2単位以上)	・リーダーシップ概論(2)	・国際社会概論(2)							
		健康・スポーツ 科学系	・健康・スポーツ科学演習1(1)	・健康・スポーツ科学演習2(1)							
	外国語教育科目	英語	◎English Communication 1(1) ◎Academic English 1(1) ◎Practical English 1(1)	◎English Communication 2(1) ◎Academic English 2(1) ◎Practical English 2(1)							6
外国語											
情報教育科目	2	◎データサイエンス入門(2)								2	
小計	26		28							28	
(30 単位以上履修) 専門関連科目	専門関連科目Ⅰ	10	・コミュニケーション論(2)	・発達と心理(2) ・グローバルヘルス(2)	・体力科学論(2)	・English Communication for Nursing (2)	・生命論(2)		・総合ゼミ(2)	14	
	専門関連科目Ⅱ	20			◎疾病論(内科学)(2) ◎保健統計(2) ◎健康と生活を支える制度と施策(1)	◎疾病論(外科学)(2) ◎精神障害論(1) ◎社会福祉・社会保障論(2) ◎疾病論(小児科学)(1) ◎薬理学(2)	◎疾病論(女性医学)(1) ◎保健医療福祉論(2)	◎環境衛生学概論(2) ◎疫学(2)		20	
	小計	30	2	4	7	10	5	4	2	34	
(81 単位以上履修) 専門教育科目	専門教育科目	81	◎看護学概論(2) ◎コミュニティヘルスケア実習(1) ◎生活援助論(2) ◎形態機能学Ⅰ(2) ◎老年看護概論(1)	◎形態機能学Ⅱ(2) ◎代謝機能学(1) ◎生活援助論演習Ⅰ(1)	◎生活援助論演習Ⅱ(1) ◎感染免疫学(1) ◎看護病態学(2) ◎精神健康看護論(1) ◎在宅看護論(1) ◎コミュニティ・公衆衛生看護概論(2) ◎臨床遺伝看護学(1) ◎治療看護論Ⅰ(2) ◎成人看護概論(1) ◎女性健康看護論(1) ◎臨床栄養学(1) ◎看護情報学(1)	◎クリニカル看護実習(2) ◎生体機能学演習(1) ◎小児発達・生活看護論(1) ◎家族看護論(1) ◎治療看護論Ⅱ(2) ◎治療看護論演習(1) ◎老年生活看護論(1) ◎看護病態学演習(1) ◎在宅看護活動論(1) ◎精神障害看護論(1) ◎母性健康看護論(1) ◎成人健康看護概論(急性)(1)	◎成人健康看護論(慢性) (1) ◎コミュニティ・公衆衛生看護活動論(2) ◎在宅援助技術論(1) ◎看護組織論(2) ◎看護研究(2) ◎生涯広域健康看護実習(成人/老人)(4) ◎小児健康看護論(1) ◎小児看護実践論(1) ◎母性看護援助論(1) ◎精神看護援助論(1) ◎老年健康看護論(1)	◎生涯広域健康看護実習(母性・小児・精神・地域・在宅)(10) ◎コミュニティ・公衆衛生看護技術演習(1)	◎「統合看護実習」から1科目(4) ・Global Nursing Issues(2)	◎災害看護論(2) ◎看護倫理(1) ◎看護理論(1)	83
	小計	81	8	4	15	14	17	11	6	8	
合計	137		46		22	24	22	15	8	8	145

2026 年度入学者用カリキュラムマトリクス

とても当てはまる:◎ まあ当てはまる:○

区分	授業科目	配当年次	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8	
専門 関連 科目 I	コミュニケーション論	1・前期	◎		○				○		
	発達と心理	1・後期	◎	○							
	グローバルヘルス	1・後期	◎						◎		
	健康データ活用論	1・後期		◎							
	体力科学論	2・前期	◎	○	◎						
	English Communication for Nursing	2・後期		○					◎	◎	
	生命論	3・前期	◎			◎					
	看護英語リーディング	3・前期		○					◎	◎	
	災害と人と健康	2・前期		○	○					◎	
	災害リスクマネジメント	2・前期	◎					○	○		
	総合ゼミ	4・前期									
	総合ゼミ(保健医療福祉系)	4・前期		○			○			◎	
	総合ゼミ(保健体育)	4・前期		◎	◎					○	
	総合ゼミ(哲学系)	4・前期	◎	◎	○						
	総合ゼミ(教育学系)	4・前期		◎			○	○			
	総合ゼミ(学校保健学系)	4・前期		○			◎	○			
	総合ゼミ(統計・情報系)	4・前期		○				○		◎	
	総合ゼミ(外国語)	4・前期		○					◎	◎	
	専門 関連 科目 II	健康と生活を支える制度と施策	2・前期		○	◎		○			
		疾病論(内科学)	2・前期			◎	○	○			
		保健統計	2・前期	○		◎					
		薬理学	2・後期			◎	○	◎			
		疾病論(外科学)	2・後期			◎	○	○			
		精神障害論	2・後期			◎	○				
		社会福祉・社会保障論	2・後期	○	○			◎			
		疾病論(小児科学)	2・後期			◎	○	◎			
		疾病論(女性医学)	3・前期			◎	◎	○			
保健医療福祉論		3・前期		○	○		◎				
疫学		3・後期	○		◎					○	
環境衛生学概論		3・後期			◎		○		○		
専門 教育 科目	看護学概論	1・前期			◎	◎					
	コミュニティヘルスケア実習	1・前期		◎		○		○			
	生活援助論	1・前期		○	◎						
	形態機能学 I	1・前期			◎						
	老年看護概論	1・前期	◎								
	生活援助論演習 I	1・後期		○	◎	○					
	形態機能学 II	1・後期			◎						
	代謝機能学	1・後期		○	◎						
	臨床遺伝看護学	2・前期		○	◎	○					
	臨床栄養学	2・前期			◎						
	治療看護論 I	2・前期			◎	◎	○				
	生活援助論演習 II	2・前期		○	○	◎					
	感染免疫学	2・前期			◎						
	看護病態学	2・前期			◎	○	○				
	精神健康看護論	2・前期		◎	◎	○					
	在宅看護論	2・前期				◎	○	○			
	コミュニティ・公衆衛生看護概論	2・前期	○	○				◎			
	成人看護概論	2・前期			◎	◎					
	女性健康看護論	2・前期			◎	◎			○		
	看護情報学	2/前期			◎						
	学校保健	2・前期		○	◎			○			
	治療看護論 II	2・後期			◎	◎				○	
	治療看護論演習	2・後期			◎	◎				○	
	クリニカル看護実習	2・後期			◎	◎					
	生体機能学演習	2・後期	○		◎					○	
	看護病態学演習	2・後期		○	◎						
	成人健康看護論(急性)	2・後期			◎	◎		○			
	老年生活看護論	2・後期		○		◎					
	母性健康看護論	2・後期			◎	◎	○				
	小児発達・生活看護論	2・後期	◎		◎	◎					
	家族看護論	2・後期			◎	◎	○	○			
	精神障害看護論	2・後期		◎	◎	○					
	在宅看護活動論	2・後期					◎	○			
看護組織論	3・前期		○			◎			◎		
看護研究	3・前期				◎				◎		
成人健康看護論(慢性)	3・前期			◎	◎						

とても当てはまる:◎ まあ当てはまる:○

区分	授業科目	配当年次	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8
専門教育科目	小児健康看護論	3・前期		○	◎	◎				
	小児看護実践論	3・前期			◎	◎		○		
	母性看護援助論	3・前期			◎	◎	○			
	精神看護援助論	3・前期		○	◎	◎				
	老年健康看護論	3・前期			◎	◎				
	養護概説	3・前期		○			◎	○		
	在宅援助技術論	3・前期					○	◎		
	コミュニティ・公衆衛生看護活動論	3・前期			○			◎		
	コミュニティ・公衆衛生看護技術演習	3・後期		○	○			◎		
	学校における健康相談	3・後期		○			◎	○		
	基礎助産論	3・後期				◎	◎	○		
	生涯広域健康看護実習	3・前/後期								
	生涯広域健康看護実習(成人)	3・前/後期			◎	◎	○			
	生涯広域健康看護実習(老人)	3・前/後期			◎	◎	○			
	生涯広域健康看護実習(母性)	3・前/後期			◎	◎		○		
	生涯広域健康看護実習(小児)	3・前/後期			◎	◎		○		
	生涯広域健康看護実習(精神)	3・前/後期			◎	◎				
	生涯広域健康看護実習(地域)	3・前/後期			○		◎	◎		
	生涯広域健康看護実習(在宅)	3・前/後期				◎	○	○		
	統合看護実習	4・前期			◎	◎		○		
	実践研究	4・前/後期			◎	○				◎
	助産診断技術論Ⅰ	4・前期			◎	◎	○			
	助産診断技術論Ⅱ	4・前期			◎	◎	○			
	助産診断技術論演習	4・前期			◎	◎		○		
	助産実習	4・前/後期				◎		◎		◎
	Global Nursing Issues	4・前/後期		○					◎	◎
	助産管理	4・後期			◎		◎	○		
看護倫理	4・後期		◎		◎				○	
看護理論	4・後期			○					◎	
災害看護論	4・後期						◎	◎	○	

カリキュラム・マトリクスとは、1年から4年次までに配置されている科目が、DP(ディプロマ・ポリシー)のどの項目を達成することになるかを示したものです。特に重要度の高い科目に◎、重要度の高いものに○をつけています。

# 第1章 履修の手引き

# 1 授業科目と卒業要件

本学において開講する授業科目と卒業に必要な単位数については、兵庫県立大学学則及び兵庫県立大学看護学部規程によって定めています。

授業科目の単位数は、1 単位 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算しています。

- (1) 講義については、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実習、実技については、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

各科目の単位には、必修及び選択があります。必修科目は学修上必ず履修しておくべきもので、4 年間で 105 単位です。選択科目は自由に科目を選択できますが、選択必修科目は一定枠の中から定められた単位を選択することになります。4 年間に履修すべき選択科目と選択必修科目はあわせて 32 単位以上です。したがって本学部の卒業要件は 137 単位以上ということになります。カリキュラムは、全学共通科目、専門関連科目、専門教育科目で構成されています。

それぞれの卒業所要単位数は下記のとおりです。

## ◇全学共通科目 26 単位以上

区分		必修単位数	備考	
全学共通科目	人間形成教育科目	人文科学系	2 単位	
		社会科学系	2 単位	
		自然科学系	2 単位	
	人間形成教育科目から 6 単位以上修得			
	学際教育科目	ゼミナール	2 単位	
		「基礎ゼミナール 1」 「基礎ゼミナール 2」	1 単位 1 単位	「基礎ゼミナール 1」「基礎ゼミナール 2」は必修 「基礎ゼミナール 2」の履修には「基礎ゼミナール 1」を修得しておくこと
		県大特色系	2 単位以上	
		健康・スポーツ科学系		
	学際教育科目から 4 単位以上修得			
	教育外国語科目	英語	6 単位	6 科目必修 ※1 年次に必ず履修すること
外国語				
外国語教育科目より 6 単位以上修得				
科目情報教育	情報系	2 単位	「データサイエンス入門」は必修	
その他、8 単位以上修得(自由選択)				
全学共通科目から 26 単位以上修得				

◇ 専門関連科目 30 単位以上

区分	必修単位数	備考
【専門関連科目Ⅰ】	10 単位以上	全科目必修
【専門関連科目Ⅱ】	20 単位以上	

◇ 専門教育科目 81 単位以上

各科目についてはシラバスに授業内容等を記載していますので、概要を把握してください。

なお、やむを得ず開講時期等を変更することがありますので、各自入学年度のカリキュラムに従い履修してください。

## 2 先修条件

授業科目のうち基礎ゼミナール・実習科目及び実践研究については、履修についての条件を下記のとおり定めていますので注意してください。

対象科目名	条 件（履修すべき科目等）
基礎ゼミナール 2	「基礎ゼミナール 1」を修得しておくこと。
クリニカル看護実習	「コミュニティヘルスケア実習」を修得しておくこと。
生涯広域健康看護実習	「2 年次までの実習科目」をすべて修得しており、かつ「2 年次までの実習科目」以外の必修科目の未修得が 2 科目以内であること。
統合看護実習 実践研究	「3 年次までの実習科目」をすべて修得しており、かつ「3 年次までの実習科目」以外の必修科目の未修得が 2 科目以内であること。

## 3 履修について

### (1) 履修に関する注意事項

大学では、学則や学部規程等に従い、自分で履修する科目を決め、授業計画を立てることが必要です。履修登録をして、試験を受け合格して初めて単位が修得できます。新入生及び在学生を対象に履修に関するガイダンスを各学期のはじめに行いますので、**全員必ず出席してください。**

また、本学では他学部の授業科目も履修できますが、**まず看護学部の授業科目をきちんと履修できる授業計画をたてたうえ、なお余裕がある場合に履修を希望してください。**

他学部の科目を履修する場合は、通常の履修登録とは異なり、別途手続きが必要です。

**ア** 履修登録を期限内に行わなければ授業を受けることができないので、期限を厳守すること。

**イ** 定められた出席日数を出席しなければ試験が受けられず、単位が修得できないので注意すること。

**ウ** 必修科目については順序立てて修得しなければ、4 年で卒業できないので注意すること。

**エ** 助産師国家試験の受験資格取得希望者や養護教諭一種免許状を取得しようとする者は、

後に記載している「助産師養成課程」や「教職課程」の履修の手引きを熟読し、履修計画を立てること。

## (2) 履修登録

履修登録については、学部規程等を十分理解したうえで、専用のウェブサイト（ユニバーサルパスポート）にて行います。

履修登録を所定の期間内に行わない場合、当該学期の受講を放棄したものとみなします。

したがって、試験を受験できないとともに、単位を修得することができません。

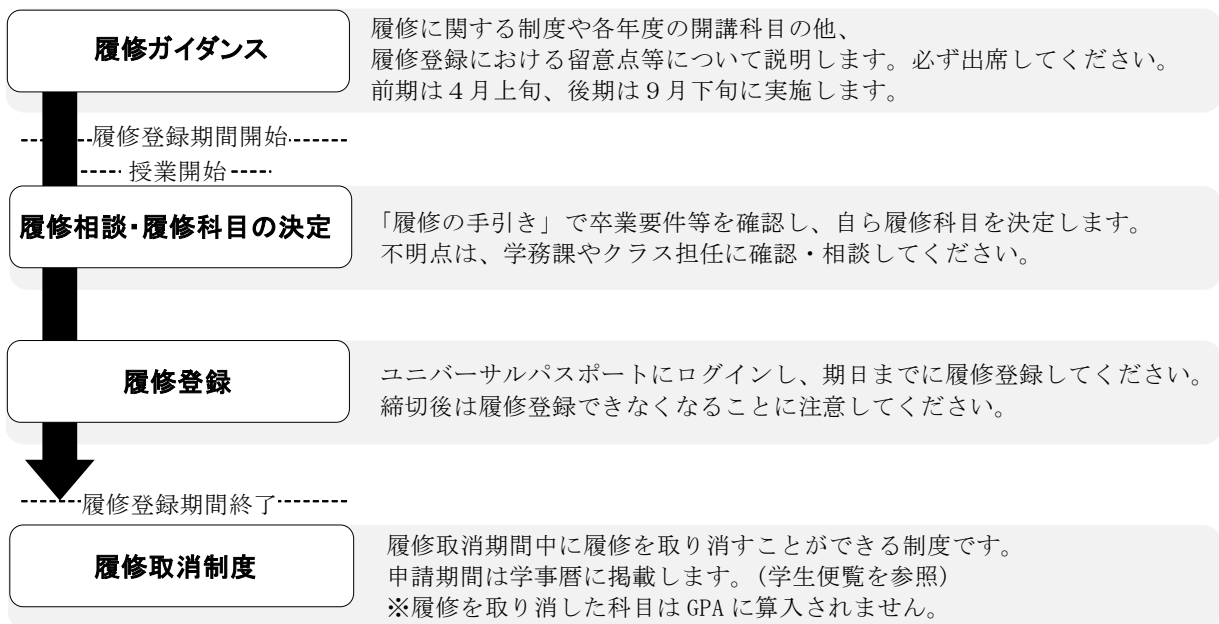
所定の手続きを経て登録した授業科目以外は受講できないとともに、試験を受けることができません。

また、登録期間を過ぎると、履修登録を行った科目の変更・追加はできません。

時間割、履修の手引きを熟読のうえ、登録期間中に履修登録を完了させること。

ただし、前期、後期の履修取消期間に、履修の継続が難しいと思われる科目（必修科目を除く。）の履修登録を取り消すことができます。（「(4) GPA制度 エ履修取消制度について」P. 15 参照）

## (3) 履修手続き



## (4) 他学部の授業科目の履修手続き

**ア** 本学では、他学部の授業科目の履修ができます。他学部の授業科目の履修を希望する者は、他学部の時間割、シラバスで履修を希望する科目を確認したうえで、所定の期日までに、学務課に他学部授業科目履修許可願を提出してください。

**イ** 提出期日については、通常の履修登録の前に行うこととし、詳しい期日については、各学期のはじめに提示します。

※ただし、本学部の科目の履修を優先し、それでも余裕のある場合に希望してください。

## (5) CAP制度について

### CAP（履修科目登録の上限設定）制度

CAP 制度とは、単位制度を実質化し、学修すべき授業科目を精選することで十分な学習時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学生が履修科目として登録ができる単位数の上限を定め、各年次にわたって適切に授業科目を履修してもらうために導入するものです。

履修登録単位数の上限設定については、次のとおり取り扱います。

**ア** 各学年において履修登録できる科目の単位数は、前期 28 単位、後期 28 単位を超えないものとする。（看護学部規程第 10 条第 3 項）

よって、前期 28 単位、後期 28 単位を超えた履修登録は認められないので、履修計画を立てる際には十分検討しておくこと。

**イ** 次に掲げる科目は、CAP 制度に含まないものとする。

(ア) 「集中講義科目」

(イ) 卒業所要単位数に算入されない「助産師養成課程科目」「教職関連科目」「単位互換科目」「他学部科目」「副専攻科目のうち副専攻履修生のみが受けられる科目」

## (6) 遠隔授業

### ア 遠隔授業

本学では、キャンパスが分散している状況を考慮して、総合大学としての利点を生かすため、離れたキャンパス間で同時双方向による遠隔授業を導入しています。遠隔授業により、教養科目において科目選択の幅が広がるとともに、教職課程科目の履修が可能となります。

各科目の授業形態区分は、シラバス等に記載がありますので、遠隔授業・対面授業の別を確認した上で、履修登録を行ってください。

### イ 遠隔授業についての注意事項

遠隔授業は、複数のキャンパスにおいて同時に実施するため、受信教室と発信教室のいずれかにおいて、気象警報等により遠隔授業が実施できない場合は、学生間の公平を図る観点から、発信教室及び受信教室ともに授業を中止（又は休講）します。（「(8)交通途絶及・気象警報発令等の場合の休講」P.17～P.21 参照）

## (7) e-learning 授業

本学では、全学共通科目の英語授業のうち、Practical English1,2 については、e-learning 教材を用いた英語学修を導入しています。指定時間・指定場所にて学内で各自が受講するほか、自宅での受講も可能になります。受講には PC 等のデバイスのほか、学外で受講するための通信環境（Wi-Fi 環境）が必要になります。

## (8) 転学部

本学では、一定の要件を満たせば転学部をすることができます。転学部を希望する者は、学務課に問い合わせをしてください。

## 4 試験について

### (1) 試験時間

試験時間は、60分～90分とします。

### (2) 定期試験における入退室の基準時間

ア 試験開始後、30分過ぎると入室できません。

イ 試験開始後、40分までは退室できません。

### (3) 試験に際しての注意事項

#### ア 明石看護キャンパス

(ア) 試験中の座席については、担当教員の指示がある場合はそれに従ってください。

(イ) 学生証は教員の指示されたところに置くこと。

学生証を忘れた場合は、学務課で「仮身分証明書」の発行を求めること。

(ウ) 受験に必要なもの以外のものはすべて試験開始前に、かばんの中にしまい、机の中には入れないこと。

(エ) その他留意事項は、試験前に掲示します。

#### イ 神戸商科キャンパス

(ア) 試験開始10分前(チャイムにより合図)から入口で学生証を提示し、出席票(着席番号指定)の交付を受けて入場すること。

(イ) 事前に掲示する配席図により指定された番号の席に着席すること。

(ウ) 学生証は、机の通路側に置くこと。

(エ) 受験に必要なもの以外のものはすべて試験開始前に床におき、机の中には入れないこと。

(オ) 携帯電話(スマートフォンを含む)は電源を切りかばんに入れ床におくこと。

(カ) 答案用紙には、着席番号、受験科目、学籍番号、氏名等を必ず記入すること。無記名の答案は無効となります。

(キ) 答案は監督者の指示に従い所定の箱に入れる等の方法により必ず提出すること。持ち帰ってはけません。

(ク) 学生証を忘れた場合は、学務課で「仮身分証明書」の発行を求めること。

なお、仮身分証明書の発行は、前後期通じて原則1回限りです。

(ケ) その他留意事項は、試験前に掲示します。

### (4) 試験の不正行為

ア 試験の不正行為に対する処置規程における「試験」には、定期試験だけでなく、成績評価の対象となる(シラバスに記載がある)中間テスト、小テストやレポート提出等を含めます。

イ 試験の不正行為とは、次のいずれかに該当する行為とします。

(ア) 使用を許されない書籍、ノート、紙片等を見ること。

(イ) 持ち込みが許可されていないパソコン及びスマートフォン等の電子機器類を使用すること。

(ウ) 他の人の答案をのぞきみること、または故意にそれを許すこと。

(エ) 試験の内容に関して私語をすること。

- (オ) 使用を認められないものをしまわず、身に付けていたり手に持っていること。
- (カ) その他社会通念上受験者として正当でないと思われる行為をすること。

**ウ 不正行為があった場合は、その者の当該試験の学期の全科目及び通年の全科目の単位を無効とします。**また、この場合において、関係教授会等での審議の結果、必要と認められた場合は、その氏名を公表することがあります。さらに、特に悪質な不正行為に対しては、懲戒することがあります。不正行為がないように十分留意してください。

#### (5) 定期試験を受験できない者に対する処置

**ア** やむを得ない事由により所定の期日に定期試験を受けることができない者は、試験欠席承認願を提出し、適宜の方法により成績評価を受けることができます。やむを得ない事由については、次の(ア)から(オ)までに準ずる理由に該当するものとします。

- (ア) 病気
- (イ) 災害及び不慮の事故
- (ウ) 父母、配偶者又は子の死亡
- (エ) 兄弟姉妹又は祖父母の死亡
- (オ) その他前各号に準ずる事由

**イ** 試験欠席承認願を提出する場合は、原則として、**定期試験開始までに学務課に連絡し、その後速やかに試験欠席承認願を提出してください。**その場合、病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては、その事由を証明する書類を提出する必要があります。

**ウ** 試験欠席の承認や適宜の方法については、別途通知します。

## 5 授業について

### (1) 教室

授業時間割には、その講義が行われる教室を指定していますが、学期初めのうちは受講者数の関係で変更されることがあります。教室変更はユニバーサルパスポートへの掲示でお知らせします。

### (2) 授業時間

本学では、次の時間割によって授業を行っています。

時 限	授 業 時 間
1 時限	9:00 ～ 10:30
2 時限	10:40 ～ 12:10
3 時限	13:00 ～ 14:30
4 時限	14:40 ～ 16:10
5 時限	16:20 ～ 17:50
6 時限	18:00 ～ 19:30

### (3) 成績評価

授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して、100点法によって評価し、60点以上を合格として単位を与えます。成績はS、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とします。単位を取得した科目はユニバーサルパスポートで確認できます。

成績の照会開始時期は原則として前期開講科目は8月下旬、後期開講科目は3月中旬とします。

(学則第13条、看護学部規程第18条参照)

#### (4) GPA (Grade Point Average) 制度

GPA制度とは、学生の成績評価をより明確にすることにより、授業に対する学生の意識を高め、学期ごとに学生の学修及び学修指導に役立てることを目的とするもので、次のとおり取扱います。

ア 各授業科目の成績評価に基づき、下表のとおりグレード・ポイント（GP）を付す。

成績評価	グレード・ポイント（GP）
S	4.0
A	3.0
B	2.0
C	1.0
D	0.0

※Dは「不可」及び「受験せず」を意味する。

イ GPAの計算式

(ア) 学期GPAの計算式は以下のとおりとします。

$$\frac{\text{(当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

(イ) 学年GPAの計算式は以下のとおりとします。

$$\frac{\text{(当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

(ウ) 通算GPAの計算式は以下のとおりとします。

$$\frac{\text{(在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

ウ GPAの対象科目は、当該学期において履修登録したすべての科目とします。ただし、次に掲げる科目は、当該学期のGPAの対象科目から除くものとします。

(ア) 卒業所要単位数に算入されない「助産師養成課程科目」「教職関連科目」「単位互換科目」「他学部科目」「副専攻科目のうち副専攻履修生のみが受けられる科目」

(イ) 成績が「認定」又は「合格」の単位認定科目

エ 履修取消制度について

必修科目及び「学際ゼミナール」を除く履修登録科目については、前期・後期の各期に「履修取消期間」を設定し、当該期間内に取り消しを行ったものは履修登録しなかったこととします。取消しを行った科目はGPAの対象科目とはなりません。履修登録の取消期間は以下の時期を予定しています。

前期：5月第3週ごろ

後期：11月第2週ごろ

履修科目は十分確認して登録することとし、登録科目を履修せず試験も受験しなかった場合、履修放棄とみなし、「D(不合格)」扱いとなるので注意すること。

## (5) 成績評価に対する確認及び不服申立てについて

本学では、学生が自らの成績に対して確認すべき事項がある場合は当該科目を担当する教員に対し直接確認することができます。また成績に関する確認書を用いて確認することができます。確認依頼の受付期間は成績開示日から7日以内とします。学生からの確認依頼があった日または学務課を通じて確認書を受理した日から7日以内に確認結果を回答します。

学生は成績に対する確認を行った結果、解決が得られなかった場合に限り、不服申立てができません。不服申立てを行う場合は、担当教員からの回答を受理した日から3日以内に成績に対する不服申立書を提出してください。成績に対する不服申立て回答書および申立て却下通知書で通知します。

(「成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱」参照)

(「全学共通科目及び教職課程科目に係る成績に対する確認及び不服申立てに関する取扱」参照)

## (6) 再履修及び再受験科目

試験に合格しなかった者又は試験を受けなかった者が、翌年度においてその授業科目につき単位を修得しようとするときは、改めて履修登録を行い、原則として履修しなければなりません。ただし、授業科目によって翌年度以降(※開講されない場合もあり)に再度履修することなく、その試験のみを受け、それに合格することによって当該科目の単位を認めることがあります。この授業科目を「再受験科目」といいます。

再受験科目の取扱いをする授業科目は、毎年度の初めにこれを示します。

(看護学部規程第19条参照)

## (7) レポート提出について

**ア** 明石看護キャンパスでのレポートの形式については、各教員が指示します。

学務課が提出先になっているレポートについては、郵送によるレポートの提出は受付できません。必ず、持参のうえ提出してください。

また、期限を過ぎたレポートは学務課では受け取ることができません。期限を過ぎたレポートの取扱いについては、担当教員の判断によりますので学内の担当教員の場合は、直接連絡をとり、学外の教員の場合は、学務課へ申し出てください。

**イ** レポート提出における不正行為とは、次のいずれかに該当する行為とします。

- (ア) 本人以外の者が作成した著作物や文書、レポート等の内容を書き写すこと。(授業資料や本から内容を引用する場合は出典を明記すること。)
- (イ) 本人以外の者にレポート等の内容を作成させること。
- (ウ) シラバスで許可された範囲を超えて生成AI(ChatGPT等)を使用すること。
- (エ) 故意に本人以外の者にレポート等の内容を書き写させる、又は本人以外の者に作成したレポート等を提供すること。(本人が作成したレポートを、流用されると知りながら他の人に見せ、それが他の人によって流用された場合、レポートを見せた者及び流用した者の双方とも不正行為として取り扱う。)
- (オ) 出典を明記することなく本人以外の者の文書を引用すること。
- (カ) レポート等の作成におけるデータや画像の改ざん、捏造
- (キ) レポート等の公正性を損なう行為や公正な成績評価を妨げる行為

## (8) 交通途絶・気象警報発令等の場合の休講

交通途絶や気象警報が発令された場合等における授業及び定期試験の取扱いを以下のとおりとします。

学生への連絡はユニバーサルパスポートへの掲示配信を原則としますので、こまめに確認するようにしてください。状況によっては、学内掲示板への掲示や各学部・研究科のホームページでの案内等も行いますが、各自で情報を収集し、対応するように留意してください。

※交通途絶、気象警報発令以外の事情であっても、キャンパス全体の授業実施に大きな支障をきたす恐れがあるとキャンパスが判断した場合は、休講の措置を講じることがあるので、注意してください。

※キャンパスが休講措置を講じない場合でも、自宅周辺や通学経路の状況により、学生自身が「生命・身体に危険が生じる恐れがある」と判断した場合は、無理をして通学しないようにしてください。後日、欠席した授業の教員に事情を説明すれば、教員は状況に応じて教育上の配慮を行います。

## ①対面授業の取扱い

### ア 交通途絶の場合

#### (7) 基準時間

区分	交通途絶の状況	授業の取扱い
a	午前7時までに解決	1時限目から授業（通常どおり）
b	午前7時現在継続し、午前11時までに解決	午前中休講となり、3時限目から授業
c	午前11時を過ぎても解決しない	午後休講
d	交通途絶が授業開始後に発生した場合	原則、その時限の授業は平常どおり実施し、次の時限以降の授業は上記b又はcのとおり

#### (イ) 休講に係る交通途絶の要件

##### a 明石看護キャンパス

大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

- (a) JR線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合
- (b) JR線、山陽電鉄が共に不通の場合

##### b 神戸商科キャンパス

神戸市営地下鉄が不通の場合又は大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

- (a) JR線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合
- (b) JR線、山陽電鉄が共に不通の場合
- (c) JR線、神戸高速鉄道が共に不通の場合

##### c 神戸情報科学キャンパス

ポートライナーが不通の場合又は大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

- (a) JR線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合
- (b) JR線、山陽電鉄が共に不通の場合
- (c) JR線、神戸高速鉄道及び神戸市営地下鉄が共に不通の場合

- d 姫路工学キャンパス  
次のいずれかに該当する場合
    - (a) 神姫バスが不通の場合
    - (b) JR 山陽本線及び山陽電鉄の各姫路駅を含む区間が共に不通の場合
  - e 姫路環境人間キャンパス  
次のいずれかに該当する場合
    - (a) 神姫バスが不通の場合
    - (b) JR 山陽本線及び山陽電鉄の各姫路駅を含む区間が共に不通の場合
  - f 播磨理学キャンパス  
次のいずれかに該当する場合
    - (a) 神姫バスが不通の場合
    - (b) JR 線（大阪－岡山間）が不通の場合
  - g 淡路緑景観キャンパス  
次のいずれかに該当する場合
    - (a) 明石海峡大橋（本州四国連絡道路）が不通の場合
    - (b) JR 線、山陽電鉄が共に不通の場合
    - (c) 淡路ジェノバライン、淡路交通バス、神姫バス、山陽バス、本四海峡バス、J Rバスが共に不通の場合
  - h 豊岡ジオ・コウノトリキャンパス  
次のいずれかに該当する場合
    - (a) 全但バス（豊岡駅－キャンパス間）が不通の場合
  - i 神戸防災キャンパス  
大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合
    - (a) JR 線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合
    - (b) JR 線、山陽電鉄が共に不通の場合
    - (c) JR 線、神戸高速鉄道及び神戸市営地下鉄が共に不通の場合
- ※ 学外実習の場合は、教員の指示に従ってください。**

## イ 気象警報発令の場合

気象警報発令の場合の休講については、次のとおりとします。

### (7) 種類

神戸地方気象台が発令する気象警報とし、以下の7種類を対象とします。

<対象とする気象警報>

【特別警報】「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」

【警報】「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」

※「大雨警報」「洪水警報」「波浪警報」「高潮警報」は対象としないので、注意してください。

※気象台の発表する防災気象情報には、日ごろからよく注意しておいてください。気象庁ホームページ「[防災情報](#)」の「[気象警報・注意報](#)」から確認できます。

※特別警報発令時には、学生の安全確保を最優先に、各キャンパスで独自の措置を取る場合があります。

(イ) 休講に係る警報発令対象地域

- a 明石看護キャンパス  
明石市又は神戸市（市内いずれかの区で発令があった場合）
- b 神戸商科キャンパス、神戸防災キャンパス及び神戸情報科学キャンパス  
神戸市（市内いずれかの区で発令があった場合）
- c 姫路工学キャンパス及び姫路環境人間キャンパス  
姫路市
- d 播磨理学キャンパス  
姫路市、相生市、赤穂市、たつの市、太子町、上郡町のうち、いずれかの市町
- e 淡路緑景観キャンパス  
淡路市
- f 豊岡ジオ・コウノトリキャンパス  
豊岡市

※ 学外実習の場合は、担当教員の指示に従ってください。

(ウ) 基準時間

【前日判断】

判断目安	翌日の通勤・通学状況	翌日の授業の取扱い
午後5時 まで	気象警報の発令や気象予測等に基づく公共交通機関の計画運休が発表されるなど、翌日の通勤・通学が困難であると判断できる場合	以下の取扱いのいずれかを判断 A：【当日判断】の条件を適用する B：原則、終日オンライン授業に切替えて実施する。（注記）

（注記）

- ・実習、実験科目などオンラインでの実施が困難な授業科目は、オンライン授業に切替えずに休講とする場合があります。
- ・居住地域の気象状況や通信施設の被災等による通信不能、自宅から避難所等へ避難したなどの事情によりオンライン授業が受講できなかった場合は、教員に相談してください。

【当日判断】

区分	発令状況	授業の取扱い
a	午前7時までに解除	1時限目から授業（通常どおり）
b	午前7時現在発令中で、午前11時までに解除	午前中休講となり、3時限目から授業
c	午前11時を過ぎても解除されない	午後休講
d	上記気象警報が授業開始後に発令された場合	原則、その時限の授業は平常どおり実施し、次の時限以降の授業は上記b又はcのとおり。 ただし、当該授業の継続が困難な場合は、各キャンパスの判断で授業を即座に中止することがあります。

- ・なお、河川の氾濫や道路の冠水、浸水、土砂崩れなどにより、キャンパスからすぐに自宅へ帰宅することで「生命・身体に危険が生じる恐れがある」とキャンパスが判断した場合には、キャンパス教職員の指示に従い、キャンパス内の安全な場所に避難するなどの行動を取ってください。
- ・気象警報発令による休講の取扱いについては、対象外の地域であっても、「生命・身体に危険が生じる恐れがある」とキャンパスが判断した場合は、休講又はオンライン授業への切替えの措置を講じることがあります。
- ・上記の事情にかかわらず、キャンパス全体の授業実施に大きな支障をきたす恐れがあるとキャンパスが判断した場合は、休講又はオンライン授業への切替えの措置を講じることがあります。

## ウ 明石看護キャンパスにおける避難情報の発令の場合(追加休講の措置)

自治体が発表する避難情報発令の場合の明石看護キャンパスの授業の休講は、次のとおりとします。

### (7) 対象とする避難情報

「避難準備・高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」のいずれかが発令された場合  
 ※自治体が発表する避難情報については、明石市等のホームページから確認できます。

### (イ) 基準時間

「イ 気象警報発令の場合の【当日判断】の a～d」の基準時間と同様とします。

### (ウ) 休講に係る避難情報発令地域

明石市北王子町(大学所在地)

## エ その他

### (7) 集中講義における取扱い

- 交通途絶、気象警報発令時ともに、原則、①対面授業の取扱いと同様とします。
- 翌日以降の日程については、教員が学生及びキャンパス経営部と協議します。また異なるキャンパスの教室間を繋ぐ遠隔授業の場合は、キャンパス経営部間でも協議し、必要に応じて大学本部事務局とも調整します。

### (イ) 定期試験における取扱い

- 交通途絶時は基本的に①対面授業の取扱いと同様とします。
- 気象警報発令時は以下のとおりとします。

区分	発令状況	試験の取扱い
a	午前7時までに解除	1時限目から試験(通常どおり)
b	午前7時現在発令中で、午前11時までに解除	1・2時限は中止、3時限以降は実施
c	午前11時を過ぎても解除されない	3時限以降も中止
d	上記気象警報が試験開始後に発令された場合	原則、その時限の試験は平常どおり実施し、次の時限以降の試験は上記b又はcのとおり。 ただし、当該試験の継続が困難な場合は、各キャンパスの判断で試験を即座に中止することがあります。

- ・ a から d に該当しない場合であっても、定時に実施することにより、複数の学生に対し著しく不利益が生じると予測される場合は、キャンパスの判断により、開始時間の繰下げ、試験の延期等の措置を講じる場合があります。また、遠隔授業の場合は、他キャンパスの状況も考慮し措置を講じます。

## ② 対面形態によらない授業の取扱い

オンライン配信やオンデマンド配信など、対面形態によらない授業における交通途絶、気象警報が発令された場合の取扱いを下記のとおりとします。

### ア オンライン配信による授業

原則、休講となる場合は以下のとおりです。

- 教員が移動中に交通途絶が発生し授業開始時間から 30 分以内に配信できない場合
- 気象警報による公共交通機関の計画運休や自治体からの避難指示等により、教員が授業開始時間から 30 分以内に配信できない場合

なお、居住地域の気象状況や通信施設の被災等による通信不能などにより、オンライン配信を視聴できなかった場合は、教員に相談してください。

### イ 録画配信や課題等による授業

原則、授業を実施します。

### ウ 異なるキャンパスの教室間を繋ぐ遠隔授業

異なるキャンパスの教室間を繋ぐ遠隔授業において、発信側と受信側のいずれかのキャンパスが休講となった場合は、原則、いずれのキャンパスも休講とします。必ずキャンパス学務課に確認してください。

## (9) 公開授業について

### ① 公開授業とは

公開授業とは、授業の改善のために、本学で提供されている授業を学内の教員に対して公開することです。そのため、本学部で提供される授業は、全て原則公開となります。ただし、本学部で提供される授業の中には、特に演習などの授業において公開することが望ましくないものもあります。例えば、「身体のアセスメントを学ぶための学生が肌を露出することが必要な授業」など、学生の保護に配慮が必要な場合がこれにあたります。このような授業は、担当教員の申請によって非公開とします。

### ② 授業の非公開を希望する場合

学生は、正当な理由がある場合には、自らが受ける授業の一部もしくは全部の非公開を担当教員に対して願出することができます。授業の非公開を希望する者は、授業非公開願を担当教員に提出します。学生と担当教員は非公開の是非について話し合い、非公開が妥当であると判断された場合は、担当教員が非公開申請書を看護学部教育改革・生涯学習・国際交流推進委員会（以下、「教育改革等委員会」という。）に提出します。

提出された非公開申請書は、教育改革等委員会において審議され、正当な理由による非公開申請であると判断された場合には、該当する授業を非公開とします。ただし、教育改革等委員会

での審議結果がでるまでには1ヶ月程度の期間を要します。

### ③ 授業非公開願の提出手順

#### ア 提出期間

授業非公開願の提出は、原則、前後期の履修登録期間内に行ってください。ただし、授業開始以降にやむを得ない事由によって非公開を希望する場合は、速やかに授業非公開願を提出してください。

#### イ 提出方法

学務課に置いてある「授業非公開願」(様式2)に必要事項を記入し、担当教員に提出してください。

### ④ 授業の非公開審査の結果について

学生から提出された授業非公開願の審査結果は、教育改革等委員会において審議された後直ちに掲示板で告知されます。

## 第2章 履修の指針

# 1 科目の構成

## (1) 基本的考え方

本学の学部教育は、豊かな人間性と公共の精神とともに、幅広い教養や専門知識・技能を含めた課題探究能力とグローバル・リテラシー（国際対話能力）を備えた、地域社会や国際社会で活躍できる創造力と自律性を有する人材の育成をめざしています。

このため、授業科目を「全学共通科目」「専門関連目」「専門教育科目」の3つから構成し、くさび形の履修体系を基本に、それぞれを有機的に結びつけて展開する柔軟な教育カリキュラムを設定しています。

また、全学共通教育については、1年次の間、神戸商科キャンパスと姫路工学キャンパスの2ヶ所に集約して実施するほか、キャンパスが分散している状況から遠隔授業を導入し、他キャンパスで開講される科目の履修を可能としています。

さらに、地域課題の探究と対応、グローバル社会への対応、災害等リスクへの対応をテーマとし、学部の枠を超えて選抜した有志学生を対象とする全学横断の副専攻を設置しています。（別冊「副専攻履修の手引き」を参照）

## (2) 全学共通科目

全学共通科目は、「人間形成教育科目」、「学際教育科目」、「外国語教育科目」及び「情報教育科目」から構成されています。

### ア 人間形成教育科目

人間そのものと文化、社会、自然の関係性について広い視野と多様な知識を修得することを目的として、3分野の科目体系で構成されています。

### イ 学際教育科目

主体的な学修態度や生涯学び続ける姿勢を身につけ、また学部の枠を超えた実践的学修を通じて課題解決力を培うことを目的とした「ゼミナール」、総合大学としての強みや本学の特色を活かし、本学だからこそ学修できる「県大特色系」、スポーツを通じての健康・体力の保持増進や、食生活が要因となる生活習慣病の予防に関する知識の修得を目的とした「健康・スポーツ科学系」の3つの科目体系で構成されています。

### ウ 外国語教育科目

グローバル社会に対応できるコミュニケーション手段としての英語4技能の修得とドイツ語やフランス語、中国語などの外国語を学びます。

### エ 情報教育科目

データサイエンスの重要性に対する理解を深め、データサイエンスの概念やその活用について基本的な技術を身につけることを目的とした科目を開講しています。

## (3) 専門関連科目

看護学は学際的に発展していく分野であるという認識から、専門関連科目をおいています。

即ち学生が、全学共通科目と専門教育科目との関連を自覚し、同時に医学・保健学・福祉学等の近接領域の知識や技術を学習するために設けられています。専門関連科目は、前者の全学共通科目と専門教育科目とを有機的に媒介する科目群である専門関連科目Ⅰと、後者の近接領域

の知識や技術を教授する科目群である専門関連科目Ⅱからなっています。

#### ア 専門関連科目Ⅰ

専門関連科目Ⅰの目的は、学生に、全学共通科目と専門教育科目の関連の自覚を促しつつ、看護学と関連する諸学の観点から専門支持的な教育を行うことです。

専門関連科目Ⅰには、以下の科目が配置されています。すなわち、コミュニケーション論、発達と心理、グローバルヘルス、健康データ活用論、体力科学論、English Communication for Nursing、生命論、看護英語リーディング、総合ゼミ、災害リスクマネジメント、災害と人と健康などです。

これらの科目のうち、コミュニケーション論、発達と心理、体力科学論は、人間が織りなす社会のあり方、人間の心とその発達や障害、身体運動と健康について、そして生命論、看護英語リーディングは、そのような自然的・社会的関係の中でよりよく生きようとする人間の生命とその配慮について認識することをめざします。

一方、総合ゼミでは、専門教育科目である統合看護の実践研究と連動しつつ、普遍的教養の基盤の上に立って学生の個別的テーマに即した学習・研究への支援を行います。専門関連科目の専任教員が担当します。専門科学としての看護学を総合的な人間の学として捉え直すために、積極的に履修してください。

#### ★専門関連科目Ⅰの留意点

副専攻履修生においては以下の点に留意してください。

- (ア) 防災教育科目の中の専門教育科目で、「災害リスクマネジメント」「災害と人と健康」については、専門関連科目Ⅰ（別表第2）としても認定されます。

#### イ 専門関連科目Ⅱ

専門関連科目Ⅱは看護を具現化していく上で密に統合を図る知識・技術体系である医学・保健学・福祉学の諸科学科目です。看護専門教育科目と有機的につなげることで、人体や疾病・治療構造のしくみ、健康を取り巻く環境や保健医療福祉制度、人々の生活の安定化を担う社会システムなどを知識として、またそこで使われる技術も含め教授することで、多角的に看護の対象となる人や場を理解できるように工夫します。

専門関連科目Ⅱに含まれる科目は以下のとおりです。

人体や疾病・治療構造の仕組みに関連する科目群としては疾病論（内科学・外科学・女性医学・小児科学）、精神障害論、薬理学です。健康を取り巻く環境や保健医療福祉制度、システムに関連する科目群は社会福祉・社会保障論、保健統計、健康と生活を支える制度と施策、疫学、環境衛生学概論、保健医療福祉論です。

#### (4) 専門教育科目

看護基礎・実践基礎看護・生涯広域健康看護の3つの講座で構成されています。そして、学びの段階が進むに従って学生自身が看護学の統合をはかり、専門性を身に付けていけるように、最終年次配置の必修科目の「統合看護実習」「実践研究」「災害看護論」などの科目を提供します。

## ア 看護基礎講座

看護基礎講座は、看護学の基礎となる理論・倫理、およびその専門職性のあり方について学ぶと共に、看護ケアを提供するシステムの仕組みと理論、様々な場における看護情報の活用を教授する講座です。この講座は、基礎看護学・看護システム学・看護情報学の領域で構成されています。

### 【基礎看護学】

健康・生活・ケアなどの看護の基礎概念、看護の目的・機能について学び、看護の基本となる考え方を習得します。さらに看護学を構築していくために必要な科学基礎論および科学的研究法について学びます。

### 【看護システム学】

マネジメントやリーダーシップなどエンパワーメント、また、看護サービスの質や看護マネジメントの方法などの学びを通して、看護組織のあり方やシステム、組織の中における行動など看護専門職に必要な知識を習得します。

### 【看護情報学】

看護を展開する際に取り扱う情報について学ぶと共に、看護情報の検索・蓄積・伝達、看護情報の活用と、活用の際に必要な情報倫理や法的根拠、医療・看護分野における情報科学技術の活用について理解を深めます。

## イ 実践基礎看護講座

実践基礎看護講座では、実践の基盤となる人間の身体面、心理面、社会面についての理解を深めます。また健康課題を抱えて生活する人々への看護を実践するための生活援助技術、ヘルスアセスメント技術、治療技術を学修するための科目を提供しています。この講座は、看護病態学・看護生体機能学・生活援助学・治療看護学の4領域で構成されています。

### 【看護病態学】

生活する人間を「からだ」の側面からとらえ、人体の構造や機能を理解し、科学的根拠に基づく身体的援助に必要な基礎知識と援助技術を探求します。

### 【看護生体機能学】

生活する人間を「からだ」の側面からとらえ、人体の構造、機能、代謝について理解し、科学的根拠に基づいた援助を提供するための基礎知識と援助技術を探求します。

### 【生活援助学】

ケアの対象となる人々の生活への理解を深めるとともに、人々が健康的な日常生活を行うために必要な援助について看護の基本的機能(①環境調整、②ボディメカニクス、③安全・安楽、④コミュニケーション、⑤倫理)に基づいて、看護職に求められる知識や技術、態度を習得します。

### 【治療看護学】

看護者が健康課題を抱えている人に対して、看護学の学問体系を基盤とした知識と技術を用いて治療的に働きかける方法論について学びます。人々の健康課題を看護の視点で総合的にアセスメントし、治療の遂行や症状緩和を図るために必要な基本的な知識、技術、態度を習得します。

## ウ 生涯広域健康看護講座

生涯広域健康看護講座では、健康状態の違いに関わらず、人間の成長・発達を基盤とした個人や家族、また、集団やコミュニティを対象に、人々の生活や人生の質の向上を図る働きかけの知識や技術の探求や、日本及び諸外国の看護を取り巻く環境とその環境への働きかけ、組織やそこで働く人々の行動特性、生涯にわたる教育方法のあり方などについて、学びを深めます。

この講座は、小児看護学・母性看護学・成人看護学・老人看護学・精神看護学・地域看護学・在宅看護学の7領域で構成されています。

### 【小児看護学】

こどもとその家族を中心的な対象者とし、成長発達過程において遭遇する課題や、健康状態の変化に伴う生活上の問題や現象についての看護を探求します。

### 【母性看護学】

成長発達あるいは加齢に伴い変化する女性特有の機能と心理社会的な特徴から生じる課題や健康問題ならびに看護について学びます。特に子どもを産み育てる時期の女性や家族に生じる課題や健康問題、対象となる人々に提供する看護について学びを深めます。

### 【成人看護学】

成人期にある人の急性期（周手術期を含む）および回復期における健康問題と看護を学びます。また、慢性期の健康問題をもつ人の特徴と、長期の療養を支援する看護について学びます。

### 【老人看護学】

老年期を生きる高齢者の健康と生活を支える看護について学びます。その上で、高齢者特有の健康障害がもたらす生活への影響をふまえ、高齢者が人生の晩年を「生きる」こと、「暮らす」こと、「よりよい療養」をおくることを支える看護援助について探求します。

### 【精神看護学】

心の健康の側面から人間の発達や生活に目を向け、ライフサイクルの各期における心の健康障害をもつ人への理解と看護援助について学習します。

### 【地域看護学】

あらゆる発達段階・健康レベルにある個人と家族、及びその人々が生活し活動する集団、組織、地域などのコミュニティを対象に、その生活を包括的に捉え、人々やコミュニティとの協働に基づく地域社会全体のQOLの向上と健康課題の解決に向けた方法、看護の役割と機能を探求します。

### 【在宅看護学】

生活の場における在宅療養者とその家族の様々な健康・生活ニーズに応じた看護援助の特徴を学びます。さらに地域包括ケアにおける多職種協働の理解を深め、在宅療養における看護職の役割を探求します。

## 2 履修モデル

本学部では、4年間で看護学士の学位の取得に必要な卒業所要単位数を137単位とし、保健師・助産師・看護師養成所指定規則に基づいて保健師、看護師国家試験受験資格が得られるよう

に構成しています。また、保健師免許取得後、申請により、養護教諭二種、第一種衛生管理者の資格が得られます。

4年間で看護学部の理念及び教育目標を達成するべく、全学共通科目、専門関連科目・専門教育科目を融合的に配置しています。全学共通科目（人間形成教育科目、学際教育科目、外国語教育科目、情報教育科目）は、主に1回生が神戸商科キャンパスで履修できる選択科目・選択必修科目・必修科目として配置しています。専門関連科目は、1回生から4回生で主に明石看護キャンパスで履修できる選択科目・選択必修科目・必修科目として配置しています。専門教育科目は、1回生から4回生で主に明石看護キャンパスで履修でき、3つの看護専門講座（看護基礎講座、実践基礎看護講座、生涯広域健康看護講座）の必修科目・選択科目であり、講義科目、演習科目、実習科目として配置しています。

以下に履修モデルを示します。

- ア 全学共通科目は、人間形成教育科目として6単位以上、学際教育科目として4単位以上、外国語教育科目として6単位、情報教育科目として2単位、その他の科目を自由選択として8単位、合計26単位以上を履修する必要があります。（P.8表参照）
- イ 専門関連科目は専門関連科目Ⅰ10単位以上、専門関連科目Ⅱ20単位以上の合計30単位以上を履修する必要があります。
- ウ 専門教育科目については、3つの看護専門講座の授業科目・演習科目・実習科目を、1回生から4回生の各学年に配置し、学生の専門的な成長が一貫して支援できるように配慮しています。専門教育科目の卒業所要単位数は81単位以上です。
- エ 専門教育科目は、演習・実習の前後に講義科目を配置し、学生が演習や実習での経験から、深く専門的な知識や技術に関心が向き、看護実践の知識や技術の学びを促進していただけるように構成しています。
- オ 4回生では、学生の希望により3つの看護専門講座から一つの講座を選択し、一貫した看護課題の学習・実践・研究を通して、看護を構成する健康（病気を含む）、環境、人間、看護実践に関する自分の考えを育てていただけるように、統合看護実習・実践研究を配置しています。統合看護実習は専門領域別に計画されています。実践研究は統合看護実習で選択した専門領域において実践に根ざした学生の興味・関心事について研究的視点をもって実践・探究する科目です。
- カ 4回生では、専門関連領域より学生の希望によって1つの科目を選択し、実践研究と連動して研究に必要な基本的な能力と総合的な視野を修得することができるように総合ゼミを配置しています。

### 3 助産師養成課程

本学部には、助産師国家試験受験資格を取得するための助産師養成課程が設置されています。助産師養成課程を履修し、所定の単位を修得した学生は、看護師・保健師に加え、助産師国家試験の受験資格が得られます。そのコアとなる講義・演習・実習などの科目は主に4年次で選択科目として開講しています。助産師免許取得後、申請により受胎調節実地指導員の指定を受けることができます。

### (1) 助産師養成課程の履修にあたって

- ア 助産師国家試験受験資格を取得するためには、看護学部規程別表第1から別表第3までに定められた卒業所要単位数を修得するほかに、別表第5に定める助産師養成課程科目を履修し、所定の単位を修得する必要があります。
- イ 助産師養成課程の履修条件は、全学共通科目の中で卒業に必要な単位、および別表第5に定める科目のうち、3年次までに開講されている科目の単位を修得しており、かつ4年次に開講される統合看護実習および実践研究の履修が可能な学生に限られます。また、卒業後に助産師として働く強い意志のある学生が望まれます。
- ウ 助産師養成課程科目の履修可能な学生数は20名です。履修を希望する学生は、3年次後期履修希望者応募期間に「履修希望願い」を提出する必要があります。「履修希望願い」の提出は在学中1回に限ります。
- エ 「履修希望願い」を提出した学生について、成績・試験・面接等を判断基準として選考します。

### (2) 助産師養成課程科目の履修ガイダンスおよび相談について

助産師養成課程科目の履修については、1年次から履修ガイダンスにおいて適宜説明を行います。履修を希望する学生は、2年次後期以降の履修ガイダンスに必ず出席し、履修に向けた計画的な準備を行って下さい。「履修希望願い」の提出に関する説明は3年次後期履修ガイダンスで行いますので、必ず出席をして下さい。また、助産師養成課程の履修に関する相談は担当教員が随時受付けています。

### (3) 助産実習について

- ア 助産師養成課程科目の助産実習は4年次の7～10月に各実習施設にて8週間実施し、10回程度の分娩介助を行います。分娩介助の目標達成状況に応じて11月以降に実習が延長する場合があります。  
助産実習は夜間に及ぶことがあるため宿泊が必要な施設があります。
- イ 助産実習を履修するためには、3年次後期開講科目の基礎助産論、4年次前期開講科目の助産診断技術論Ⅰ・Ⅱ、助産診断技術論演習の単位修得が必須となります。
- ウ 別表第5に定める助産師養成課程科目のうち、3年次までに開講されている科目および全学共通科目の単位修得が必須となります。

### (4) 助産師養成課程における実践研究の履修について

助産師養成課程を履修する学生においては、4年次の実践研究は母性看護学または、助産師養成課程で履修することとなります。

## 4 教職課程

教職課程とは、教育職員免許状の取得にかかわる課程のことです。看護学部には、教職課程を選択履修することで「養護教諭一種免許状」の取得ができます。養護教諭は、児童生徒の健康の保持増進を専門とする教員です。

## (1) 教職課程の教育理念と学修目標

- ア 兵庫県立大学は、「新しい時代の進展に対応しうる確固たる専門能力と幅広い教養とを備えた人間性豊かな人材の育成」を基本理念に掲げ、「教育」「研究」「社会貢献」を基本的使命としています。この理念と使命に基づき、兵庫県立大学の教職課程では「確固たる専門能力」と「幅広い教養」を兼ね備え、教育実践力の基礎を身につけた人間性豊かな教員を養成します。
- イ 看護学部の教職課程では、①看護学の学習で得た確固たる専門能力を根拠として児童生徒のヘルスプロモーションを実践できる養護教諭、②豊かな人間性とコミュニケーション力に基づいて教職員や保護者、地域と連携・協働できる養護教諭、③幅広い教養と生命への尊厳に基づいた責任感をもって創造的に自らの実践力と倫理観を磨き続けることができる養護教諭を養成します。
- ウ 看護学部の教職課程では、①公共の精神と倫理観をもって、教職者としての自己を「磨き続ける力」、②専門知識に基づき「教え、寄り添う力」、③幅広い教養を備え、他者の価値観を尊重しつつ「協働する力」を有する学生に対して教育職員免許状を授与します。

## (2) 教職課程の履修にあたって

- ア 「養護教諭一種免許」（以下、教員免許状と略す）を取得するためには、「看護学部規程別表第4」に掲げるすべての授業科目を履修し、単位を修得する必要があります。
- イ 教員免許状を取得するためには、看護学部規程別表第4の養護に関する科目、教職に関する科目、及び教育職員免許法施行規則第66条の6が定める科目（以下、66条の6科目と略す）を履修し、所定の単位を修得しなければなりません。卒業に必要な単位修得に加えて、さらに教職に関する科目等の履修が必要となるため、教職課程を履修する場合は、自分自身の教職への志望と適性を熟考した上で、意欲的・計画的に取り組む構えで臨んでください。
- ウ 教員免許状取得は、看護の専門性を身に付けることを前提としています。従って、看護学部生にとって、専門科目の履修（看護にかかわる学習・研究）が中心であり、教職課程の履修はあくまで付加的なものであることに留意してください。
- エ 保健師資格取得の後、所定の手続きを経て都道府県教育委員会に申請すれば、養護教諭二種免許状を取得することができます。  
ただし、二種免許状申請のためには、別表第4-3に挙げている66条の6科目につき、所定の単位の修得が必要です。詳しくは、(3)-ウを参照してください。

## (3) 看護学部規程別表第4の教職課程にかかわる諸科目（以下教職課程科目と略す）履修上の注意

- ア 養護に関する科目の内、「学校保健」、「養護概説」及び「学校における健康相談」は卒業要件上、選択科目ですが、教員免許状取得のためには、これら全てを履修する必要があります。
- イ 教職に関する科目の内、「教育実践体験」以外の14科目は、教員免許状取得のために全て履修する必要があります。
- ウ 66条の6科目の内、「日本国憲法（憲法学）」、「健康・スポーツ科学演習1」及び、「健康・スポーツ科学演習2」は、卒業要件上、選択科目です。教員免許状取得のためには、これら全てを履修する必要があります。  
また、「English Communication 1」以下「Practical English 2」までの6科目から、2科目以上を履修する必要があります。

#### (4) 教職課程科目の開講形態等に関する注意

- ア 養護に関する科目の内、「学校保健」は2年次に、「養護概説」と「学校における健康相談」は3年次に、すべて明石看護キャンパスにて開講されます。
- イ 教職に関する科目については、前期または後期に通常開講されるものと、土曜・休日や夏季または冬季休業中に集中講義として開講されるものがあります。
- ウ 教職に関する科目の内、「養護実習」については、(5)を参照してください。
- エ 教職に関する科目の内、「教職実践演習」は、「養護実習」終了後の4年次後期に開講されます。
- オ 教職に関する科目については、神戸商科キャンパス、明石看護キャンパス、姫路工学キャンパスまたは姫路環境人間キャンパスで開講します。また一部もしくは全てをオンラインで開講する科目があります。「教育実践体験」「養護実習」「教育実践演習」については、学外での活動を実施します。各キャンパスや活動場所までの交通費やオンライン授業を受けるための費用は、自己負担となります。
- カ 通常期に開講される一部の教職に関する科目については、開講キャンパスで受講できない学生を対象とした遠隔授業を実施しています。開講キャンパスで受講できる学生については、特段の理由が無い限り、対面で受講をしてください。
- キ 66条の6科目は、基本的に神戸商科キャンパスにて開講されます。この内、「日本国憲法（憲法学）」については「日本国憲法（憲法学）」（夏季集中講義）及び「日本国憲法（憲法学）」（通常期）の2コースが開講されます。いずれかを履修してください。

#### (5) 養護実習について

- ア 教職に関する科目の内、「養護実習」の臨地実習は4年次の9～10月に、各実習校にて15日間実施されます。  
ただし、これには学内での事前・事後指導が伴います。全ての日程への出席が求められます。
- イ 養護実習については、受け入れ人数を原則毎年10名とします。10名以下の場合でも、2年次後期に選考を行います。
- ウ 養護実習は、原則として小学校で行います。実習校を決定していく手続きは、教職員の指導を受けながら履修生本人が行います。3年次開始直後以降、手続きを進めます。受け入れが内諾された後、学校や各教育委員会に対して本学部から正式に依頼し承諾を得ます。
- エ 養護実習は、次の条件をすべて満たしている者のみ履修を許可します。
  - ① 養護実習履修の選考に合格していること。
  - ② 特別な事情がある場合を除いて、「養護実習」及び「教職実践演習」を除く「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位を修得していること。
  - ③ 「養護に関する科目」のうち、「学校保健」、「養護概説」及び「学校における健康相談」の単位を修得していること。

#### (6) 教職課程の履修にかかわるガイダンス

教職課程の履修の詳しい内容については、適宜必要な時期にガイダンスを行います。ガイダンスの実施は、ユニバーサルパスポート等により連絡します。必ず出席してください。

また、兵庫県立大学教職教育センター（姫路環境人間キャンパス）のホームページに、教職課程ガイドブックが掲載されています。教職教育センターでは、履修や教員採用試験にかかわる情報も提供しています。併せて確認してください。

**兵庫県立大学教職教育センター ホームページ**



### **(7) 教員免許状の申請**

一種免許状は、本学部より兵庫県教育委員会に一括申請を行い、学位記授与式当日に授与されることとなります。申請希望者は、指定された期日までに、学務課において所定の手続きをする必要があります。

ただし、冬季集中講義にて実施する科目の単位を卒業前年度までに修得できなかった場合には、一括申請ができません。この場合は、卒業後に自身で申請書類を揃えて都道府県教育委員会に申請してください。

二種免許状は、交付された保健師免許に基づき、卒業後に自身で申請書類を揃えて都道府県教育委員会に申請してください。

## **5 その他**

兵庫県立大学では、主専攻（所属学部(看護)の専攻）以外にも学びの機会を拡げるため、副専攻を提供しています。詳しくは「副専攻 履修の手引き」を参照してください。

## 第3章 実習の基本的な考え方

## 1 実習の目的

本学での実習は、4年にわたる習熟のプロセスを前提として、卒業時に看護実践力を発揮できる事を目標としています。看護ケアを必要とする人は様々であり、対象の人のライフステージや状態の特性によって必要とする看護ケアを判断、選択、統合する必要があります。看護対象となる人の特性を理解することはもちろんですが、多様な場において看護を行う際の判断力や行為に移す力を養うために、次のような能力の獲得を目指します。

- (1) 対象となる人の健康や生活の状態を把握する力
- (2) 対象となる人が有する能力（身体的・精神的・社会的等）を判断する力
- (3) 必要となる看護ケアを統合的に判断し、創造し、活用する力
- (4) 相手の意志を理解し、自らの考えを伝える能力
- (5) 周りの人と関係を構築し、連携・協働する力
- (6) 看護職としての役割を理解し、責任を持って行為する力
- (7) 看護を発展させていく力

## 2 実習の基本方針

実践力を養うことは実習のみで行われることではなく、学内科目で学んだ知識や技術を有機的に結び付けながら、看護実践を通して実感する体験（体感）が大切です。健康状態は流動的なものであり、人の価値観や文化的背景等によって受け止められ方が異なります。様々な健康状態を呈している人々に接し、自分自身を見つめながら、看護ケアのあり方を探求していくことが必要です。また、地域社会に対する看護の役割について理解を深めるとともに、他の専門職との連携や市民との協働ができる力を育む必要があります。これらの観点を重視し、看護ケアの実践力が高められるよう実習が組み立てられています。

- (1) 地域社会（コミュニティ）で生活する人々とふれあい、生活することの意味を看護者として理解すると共に支援することの意味を理解する。
- (2) 習得した看護基礎技術の対象への提供を通して、対象や自分自身の変化に気づくとともに、様々な発達・健康レベルの人を理解する。
- (3) 看護が提供される様々な場において、発達・健康レベルの異なる対象に対して必要な看護援助を計画し、責任を持って提供する。
- (4) 看護者および医療・福祉関連の他専門職と連携し、また市民と協働しながら継続的な看護提供を行う。
- (5) 看護実践における看護の課題を科学的根拠を踏まえて探求するというプロセスを通じて、将来看護を発展しうる力を養う。

### 3 実習科目の構成及び概要（年次別実習計画）

時 期	単 位	科 目	目 的	場 所	担当講座
1年次前期	1単位	コミュニティヘルスケア実習	地域社会（コミュニティ）で生活する人々とふれあい、生活することの意味を看護師として理解すると共に、生活を支援することの意味を学ぶ。	市民の健康増進・福祉に関する施設など	看護基礎
2年次後期	2単位	臨床看護実習	何らかの健康課題を抱えている人々を、看護としての関心を向けながら、全人的に捉える能力を養う。また基本的な看護技術の提供を通して、対象や自分自身の変化に気づくとともに、その人にとっての生活や健康について理解を深める。	病 院	実 践 基礎看護
3年次前期後期	14単位	生涯広域健康看護実習	看護が提供される様々な場において、対象の生活背景、家族関係、社会性、発達・健康レベルなどを理解した上で必要な看護援助を計画し、責任を持って提供するとともに、療養・生活場所の移行に伴う看護支援の実際を理解する。	病院、保健所、訪問看護ステーション、介護保険施設など	生涯広域 健康看護
4年次前期	4単位	統合看護実習	主体的に看護師および医療・福祉関連の他専門職と連携するとともに、利用可能な社会資源を活用し、協働した看護援助を实践する。また社会における看護の機能や役割を理解し、地域生活者である対象に対して継続性のある看護援助を实践する。	病院、保健所、訪問看護ステーションなど	看 護 全 領 域
4年次全期	4単位	実 践 研 究	看護実践の場（医療施設、地域、在宅など）において、人々の健康課題に焦点を当て、幅広くフィールド活動を行い、健康課題の分析や解釈について実践的に学ぶ。また、文献検討を踏まえ、科学的根拠に基づき、研究的視点をもって看護を展開できる能力を養う。実習2単位、演習2単位より構成されている。	病院、保健所、訪問看護ステーションなど	看 護 全 領 域










#### 助産師養成課程

時 期	単 位	科 目	目 的	場 所	教員配置
4年次前期後期	8単位	助 産 実 習	正常な経過をたどる妊・産・褥婦及び新生児に対して、助産過程を展開しながら対象に適した看護ケアを提供する能力を養う。また、助産の専門家としての基本を学び、助産師としての責務と倫理について理解を深める。	病院・助産所など	助 産

#### 教職課程

実習時期	単 位	科 目	目 的	場 所	教員配置
4年次前期後期	5単位	養 護 実 習	学校教育や児童生徒の理解に基づきながら学校保健に関わる活動の実際を体験することを通して、児童生徒の健康課題の解決に関わる養護教諭の役割について学ぶ。また、学校における健康に関わる専門職としての自覚や態度を身につける。	各実習校	全 領 域

#### 4 実習時期の目安

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
1年			 コミュニティヘルスケア実習							
2年								 クリニカル看護実習		
3年			 生涯広域健康看護実習				 生涯広域健康看護実習			
4年	 実践研究		 実践研究							
		 統合看護実習				 養護実習				
			 助産実習							

## 5 実習施設一覧

病 院 名
県立尼崎総合医療センター
県立西宮病院
県立加古川医療センター
県立はりま姫路総合医療センター
県立丹波医療センター
県立淡路医療センター
県立ひょうごこころの医療センター
県立こども病院
県立がんセンター
県立リハビリテーション中央病院
明石市立市民病院
加古川中央市民病院
神戸海星病院
関西労災病院
明石医療センター
パルモア病院
神戸徳洲会病院
関西青少年サナトリウム
東加古川病院
湊川病院
姫路聖マリア病院
あさぎり病院
大阪赤十字病院

保 健 所 名
宝塚健康福祉事務所
伊丹健康福祉事務所
加古川健康福祉事務所
加東健康福祉事務所
龍野健康福祉事務所
赤穂健康福祉事務所
豊岡健康福祉事務所
朝来健康福祉事務所
丹波健康福祉事務所
あかし保健所

訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	
地方独立行政法人 明石市立市民病院訪問看護ステーション	社会福祉法人博愛福祉会 それいゆ訪問看護ステーション大久保
一般社団法人明石市医師会 明石市医師会訪問看護ステーション	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 総合リハ訪問看護ステーション
医療法人公仁会 明石仁十病院訪問看護ステーション	株式会社 やさしい手 訪問看護ステーションかえりえ伊川谷
医療法人社団あおぞら会 こころっこ訪問看護ステーション	株式会社グッドプランニング おひさま訪問看護ステーション
医療法人社団せいゆう会 訪問看護かもみーる	株式会社トモイガワ とも神戸訪問看護ステーション
医療法人社団誠智会 ひなた訪問看護ステーション	株式会社ピュア・クリオ クリオ訪問看護・リハビリステーション
医療法人徳洲会 神戸徳洲会訪問看護ステーション	株式会社やさしい手 かえりえ西明石訪問看護ステーション
医療法人社団慈恵会 もみじ訪問看護ステーション	株式会社リンクル 訪問看護ステーションさくらみち神戸
医療法人神戸健康共和会 東神戸訪問看護ステーションあじさい	株式会社結 ゆい訪問看護ステーション
特定医療法人誠仁会 おおくぼ訪問看護ステーション	セントケア西日本株式会社 セントケア訪問看護ステーション須磨
特定医療法人誠仁会 たまつ訪問看護ステーション	有限会社もものは 姫路訪問看護リハビリステーションもものは
社会福祉法人西宮市社会福祉事業団 西宮市訪問看護センター	

※上記実習施設の他、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域活動支援センター、就労継続支援事業所、診療所、地域包括支援センター、老人福祉センター、子育て総合センター、高齢者総合施設、居宅介護支援事業所、助産所、学校、社会福祉協議会、兵庫県内市町等の関連施設でも実習を行う。

## 第4章 履修関係規程

## 履修関係規程等一覧

- 1 兵庫県立大学学則
- 2 兵庫県立大学看護学部規程
- 3 兵庫県立大学G P A制度要綱

以下の規程等は、兵庫県立大学看護学部のホームページに掲載しています。

- ・他大学等における授業科目の履修規程
- ・兵庫県立大学長期履修規程
- ・学校感染症等に学生が罹患した場合の取扱いについて
- ・試験の不正行為に対する処置規程
- ・定期試験を受験できない者に対する処置規程
- ・成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱
- ・全学共通科目及び教職課程科目に係る成績に対する確認及び不服申立てに関する取扱
- ・兵庫県立大学副専攻規程
- ・兵庫県立大学看護学部・地域ケア開発研究所研究倫理委員会規程
- ・兵庫県立大学看護学部・地域ケア開発研究所研究倫理委員会運営要領

# 1 兵庫県立大学学則

平成 25 年法人規程第 75 号

兵庫県立大学学則

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 兵庫県立大学（以下「本学」という。）は、学術の中心として、豊かな教養をはぐくむとともに、深く専門の学芸を教育研究し、地域社会や国際社会の発展に寄与し得る創造力を持つ人間性豊かな人材の育成に努めるとともに、学術的な新知見を国内外に発信して地域の活性化と我が国の発展、ひいては世界人類の幸せに貢献することを目的とする。

(学部)

第 2 条 本学に、国際商経学部、社会情報科学部、工学部、理学部、環境人間学部及び看護学部を置く。

2 学部の学科及び定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
国 際 商 経 学 部	国 際 商 経 学 科	360	1,440
社 会 情 報 科 学 部	社 会 情 報 科 学 科	100	400
工 学 部	工 学 科	352	1,408
理 学 部	物 質 科 学 科	90	360
	生 命 科 学 科	85	340
	小 計	175	700
環 境 人 間 学 部	環 境 人 間 学 科 (うち食環境栄養課程)	205 (40)	820 (160)
看 護 学 部	看 護 学 科	105	420
計		1,297	5,188

3 学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、学部規程で定める。

(大学院)

第 3 条 本学に大学院を置く。大学院の学則は、別にこれを定める。

(職員組織)

第 4 条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び職員を置く。

## 第 2 章 学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限

(学年)

第 5 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、国際商経学部国際商経学科の外国人留学生（外国人留学生選抜により入学する者。以下、「外国人留学生選抜入学者」という。）にあっては学年は、9月20日に始まり、翌年9月19日に終わる。

(学期)

第 6 条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、国際商経学部国際商経学科グローバルビジネスコースの学年は、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月19日まで

秋学期 9月20日から翌年3月31日まで

#### (休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日

(3) 春季休業 4月1日から4月6日まで

(4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月25日から翌年1月4日まで

2 学長は、前項の休業日のほか、臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、学部の事情により特に必要があると認める場合は、学部長の申し出に基づき、当該学部に関し、第1項の休業日を変更することができる。

4 学長は、前項に規定するもののほか、特に必要があると認める場合は、第1項の休業日を臨時に変更することができる。

#### (修業年限)

第8条 学部の修業年限は、4年とする。

#### (在学年限)

第9条 学部の在学年限は、8年を超えることはできない。ただし、編入学により入学した者は、第23条に規定する在学すべき年数の2倍に相当する年数を超過して在学することができない。

### 第3章 教育課程及び履修方法等

#### (教育課程)

第10条 教育課程は、本学の教育上の目標を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

#### (副専攻)

第10条の2 前条により編成する教育課程として、特定の分野または課題の授業科目で構成する副専攻を設置し、その学習成果を認定することができる。

2 副専攻に関して必要な事項は別に定める。

#### (授業科目及び授業の方法)

第10条の3 授業科目の区分は、全学共通科目、専門基礎科目（専門関連科目）、専門教育科目及び教職課程科目とする。

2 全学共通科目は、高等教育推進機構長の下、全学が協力して開設する。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

4 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

5 前4項に規定するもののほか、授業科目及び授業の方法に関して必要な事項は、学部規程で定める。

#### (単位の計算)

第11条 授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、前条第3項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で学部規程で定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部規程で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、全学共通科目については、次の基準により単位を計算するものとする。

- (1) 講義（基礎ゼミナールを含む。）については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 外国語、演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習、実技については、45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前3号に規定する基準を考慮して高等教育推進機構が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位数を学部規程で定めることができる。

#### (単位の授与)

第12条 授業科目を履修した者には、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。

#### (成績の評価)

第13条 授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、合格・不合格又は認定をもって表すことが適切と認められる授業科目については、学部規程で定めるところにより、合格・不合格又は認定で表すことができる。

#### (他大学等における履修等)

第14条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学（短期大学を除く。以下同じ。）、短期大学、高等専門学校その他別に定める機関（以下これらを「大学等」という。）と本学との協定に基づき、教授会の意見を聴いた上で、学生に当該大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、学生が、履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項に関して必要な事項は、第1項の協定に定めるもののほか、別に定める。

#### (入学前の既修得単位の認定及び修業年限の通算)

第15条 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴いた上で、学生が、本学に入学する前に本学、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により他の大学又は短期大学において履修した授業科目に関し本学において修得したものとみなす単位数は、前条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と

合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項に定めるもののうち、学生が第37条で定める科目等履修生として修得した単位について、本学に入学した後に修得したものとみなすときは、教授会の意見を聴いた上で、修得した単位数その他の事項を勘案して修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の二分の一を超えてはならない。

4 前3項に関して必要な事項は、別に定める。

#### (長期にわたる教育課程の履修)

第16条 学長は、学生が、職業を有している等の事情により、第8条の規定にかかわらず修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

#### (教育課程及び履修方法に関する学部規程への委任)

第17条 この章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数及び履修方法については、学部規程の定めるところによる。この場合において、全学共通科目に関しこれらの事項を定めるときは、高等教育推進機構長と協議しなければならない。

### 第4章 入学、編入学、転学、転学部、転学科及び卒業

#### (入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 各学部は、第5条及び前項の規定にかかわらず、教育上支障がないと認められる場合に限り、入学の時期を後期の始めとすることができる。

#### (入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、本学に編入学を希望する者に係る入学資格については、学部規程で定める。

#### (入学志願の手続)

第20条 入学志願者は、本学の指定する入学願書その他の書類を定められた期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の必要書類及び期日は、学生募集時にこれを指示する。
- 3 入学志願者は、必要書類に添えて入学考査料を納付しなければならない。

#### (入学許可)

第21条 学長は、入学志願者に対し、別に定めるところにより入学者の選抜を行い、教授会の意見を聴いた上で、合格者を決定する。

- 2 学長は、前項による合格者のうち、指定の期日までに入学手続に関する書類を添えて入学料を納付した者に入学を許可する。

#### (入学許可の取消)

第22条 学長は、前条の規定により入学を許可した者が次の各号に該当するときは、第1号に該当する場合を除き教授会の意見を聴いた上で、当該入学許可を取り消すものとする。

- (1) 入学の辞退を申し出たとき
- (2) 入学資格を満たしていないと認めるとき
- (3) 入学者の選抜において不正があったと認めるとき

#### (編入学生の在学すべき年数等)

第23条 編入学により入学した者の在学すべき年数、既に履修した授業科目及び単位数等の取扱いについては、教授会の意見を聴いた上で、学長が決定する。

- 2 前項に規定するもののほか、編入学に関して必要な事項は、別に定める。

#### (転学)

第24条 学生は、他の大学に転学を希望するときは、学長の許可を得なければならない。

- 2 学長は、他の大学の学生で本学に転学を希望する者については、教授会の意見を聴いた上で、相当年次に転学を許可することがある。
- 3 前2項に規定するもののほか、転学に関して必要な事項は、別に定める。

#### (転学部)

第25条 学生が、転学部を希望する旨を申し出たときは、学長は、当該学生の所属学部及び志望学部の教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、転学部に関して必要な事項は、別に定める。

#### (転学科)

第26条 学長は、学生が、他の学科に転学科を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、転学科に関して必要な事項は、別に定める。

#### (留学)

第27条 学生は、本学との協定に基づく外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第8条の修業年限に算入することができる。
- 3 第14条の規定は、留学について準用する。

#### (卒業認定)

第28条 学長は、本学に第8条に規定する年数（編入学により入学した者については、第23条に規

定する在学すべき年数) 在学し、学部規程に従って卒業所要単位以上を修得した者について、教授会の意見を聴いた上で、卒業を認定する。

- 2 学長は、本学に3年以上在学し、学部規程に従って卒業所要単位以上を優秀な成績で修得した者について、その願い出に基づき、教授会の意見を聴いた上で、卒業を認定することができる。

#### (学位)

第29条 学長は、本学を卒業した者について、学士の学位を授与する。

- 2 学位の授与については、別に定める。

### 第5章 休学、復学、退学、除籍及び再入学

#### (休学及び復学)

第30条 学生は、病気・事故等やむを得ない事情により3箇月以上修学することができないときは、必要書類を添えて学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、病気のため修学が適当でない学生については、休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の事情があると認められたときは、更に1年の範囲内で延長を許可することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。
- 4 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 5 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 6 学生は、休学期間中にその該当事由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。
- 7 前各項に規定するもののほか、休学及び復学に関して必要な事項は、別に定める。

#### (退学)

第31条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

#### (除籍)

第32条 学長は、学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の意見を聴いた上で、これを除籍することができる。

- (1) 第30条第4項に定める休学期間を超える者
- (2) 病気その他の理由のため、成業の見込みのない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなおその納付がない者
- (4) 定められた在学期間を超える者

#### (再入学)

第33条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が、再入学を願い出たときは、教授会の意見を聴いた上で、第21条の規定による許可をすることができる。

- (1) 第31条の規定により本学を退学した者
  - (2) 前条第1号から第3号までのいずれかの規定により除籍された者
- 2 前項に規定するもののほか、再入学に関して必要な事項は、別に定める。

### 第6章 賞 罰

#### (表彰)

第34条 学長は、表彰に値する行為があった学生を、教育研究審議会の議を経て表彰することができる。

#### (懲戒)

第35条 学長は、本学則その他学生に関する諸規程に反し、又は学生としての本分に反した行為のある者を、教育研究審議会の議を経て懲戒することができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な事由がなくて修業の実のない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 前3項に規定するもののほか、懲戒に関して必要な事項は、別に定める。

## 第7章 学生寮

### (学生寮)

第36条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮の位置は、神戸市西区学園西町及びたつの市新宮町光都とする。

3 学生寮について必要な事項は、別に定める。

## 第8章 科目等履修生等

### (科目等履修生)

第37条 学長は、授業科目につき履修を願い出る者があるときは、教授会（全学共通科目の履修を願い出る者にあつては高等教育推進機構長を含む。）の意見を聴いた上で、これを科目等履修生として許可することができる。ただし、全学共通科目の履修を願い出る科目等履修生の選考については、高等教育推進機構長と協議しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

### (特別聴講生)

第38条 学長は、他の大学等との協定に基づき、他の大学等の学生で本学の授業科目を履修しようとする者について、教授会の意見を聴いた上で、これを特別聴講生として、許可することができる。

2 前項の協定に定めるもののほか、特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

### (聴講生)

第39条 学長は、授業科目につき聴講を願い出る者があるときは、教授会（全学共通科目の聴講を願い出る者にあつては高等教育推進機構長を含む。）の意見を聴いた上で、これを聴講生として許可することができる。ただし、全学共通科目の聴講を願い出る聴講生の選考については、高等教育推進機構長と協議しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

### (研究生)

第40条 学長は、特定の事項について研究を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研究生として許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、研究生に関して必要な事項は、別に定める。

### (研修員)

第41条 学長は、大学又はその他の団体から特定事項の研究のため、その所属の職員の派遣について願い出があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研修員として許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、研修員に関して必要な事項は、別に定める。

### (規定の準用)

第42条 この章に定めるもののほか、学則のうち必要な規定は、科目等履修生、特別聴講生、聴講生、

研究生及び研修員について準用する。

## 第9章 外国人留学生

### (外国人留学生)

第43条 学長は、外国人で留学のため、本学へ入学を願い出る者がいるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを外国人留学生として許可することができる。

2 この章に定めるもののほか、学則のうち必要な規定は、外国人留学生について準用する。

## 第10章 公開講座

### (公開講座)

第44条 県民の教養を高めるとともに、広く文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

## 第11章 授業料及び入学料等

### (授業料及び入学料等)

第45条 授業料、入学考査料、入学料、研修料、公開講座受講料（以下「授業料等」という。）の額並びに徴収に関しては、別に定める。

2 休学を許可された者に対しては、別に定めるところにより、休学期間の授業料を免除する。

3 特別の理由があると認められる者は、別に定めるところにより、授業料等の全部又は一部の免除を申請することができる。

## 第12章 雑則

### (補則)

第46条 この学則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則（平成27年2月4日改正）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則（平成27年2月12日改正）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則（平成27年9月30日改正）

この学則は、平成27年10月1日から施行する。

### 附 則（平成28年5月11日改正）

### (施行期日)

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 平成29年度から平成31年度における環境人間学部環境人間学科及び看護学部看護学科並びに全学部の計の入学定員及び3年次編入学定員並びに収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
環 境 人 間 学 部	環 境 人 間 学 科 (うち食環境栄養課程)	入 学 定 員	205	205	205
			(40)	(40)	(40)
		3 年 次 編 入 学 定 員	—	—	—
			—	—	—
収 容 定 員	810	810	815		
	(150)	(150)	(155)		
看 護 学 部	看 護 学 科	入 学 定 員	105	105	105
		3 年 次 編 入 学 定 員	—	—	—
		収 容 定 員	415	410	415
全 学 部 の 計		入 学 定 員	1,267	1,267	1,267
		3 年 次 編 入 学 定 員	—	—	—
		収 容 定 員	5,053	5,048	5,058

附 則 (平成 30 年 12 月 5 日改正)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 経済学部国際経済学科及び応用経済学科並びに経営学部組織経営学科及び事業創造学科は、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 31 年度から平成 33 年度における経済学部国際経済学科及び応用経済学科、経営学部組織経営学科及び事業創造学科、国際商経学部国際商経学科、社会情報科学部社会情報科学科並びに全学部の計の収容定員は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
経 済 学 部	国 際 経 済 学 科	300	200	100
	応 用 経 済 学 科	300	200	100
経 営 学 部	組 織 経 営 学 科	390	260	130
	事 業 創 造 学 科	300	200	100
国 際 商 経 学 部	国 際 商 経 学 科	360	720	1,080
社 会 情 報 科 学 部	社 会 情 報 科 学 科	100	200	300
全 学 部 の 計		5,088	5,128	5,158

附 則 (平成 31 年 1 月 9 日改正)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 30 年度以前に入学した者の授業科目及び授業の方法については、第 10 条の 3 の規定にか

かわらず、なお従前の例による。

- 3 平成 30 年度以前に入学した者の成績の評価については、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 2 月 5 日改正）

（施行期日）

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 2 日改正）

（施行期日）

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日改正）

（施行期日）

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日改正）

（施行期日）

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 30 日改正）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 工学部電気電子情報工学科及び機械・材料工学科並びに応用化学工学科は、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、令和 8 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 令和 8 年度から令和 10 年度における工学部電気電子情報工学科及び機械・材料工学科、応用化学工学科、工学科並びに全学部の計の収容定員は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
工 学 部	電気電子情報工学科	378	252	126
	機械・材料工学科	378	252	126
	応用化学工学科	300	200	100
	工 学 科	352	704	1,056
全学部の計		5,188	5,188	5,188

## 2 兵庫県立大学看護学部規程

### 平成 25 年兵庫県立大学看護学部規程第 1 号

#### 兵庫県立大学看護学部規程

##### (趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学学則（平成 25 年法人規程第 75 号。以下「学則」という。）に基づき、兵庫県立大学看護学部（以下「本学部」という。）の教育課程及び履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

##### (専決事項の規定)

第 2 条 兵庫県公立大学法人決裁規程（平成 25 年法人規程第 6 号）第 5 条に規定する専決事項として看護学部長（以下「学部長」という。）が専決するものについて、この規程においては、学部長が許可又は決定を行うものとして規定する。

##### (教育研究上の目的)

第 3 条 本学部は、豊かな人間性の形成により生命の尊厳を基調とした倫理観を身につけ、社会の人々に信頼される高い看護の専門的知識・実践力を有し、地域や国際社会の保健・医療・福祉の課題に柔軟に対応できる看護職の育成を目的とする。

##### (授業科目)

第 4 条 授業科目は、全学共通科目、専門関連科目、専門教育科目及び教職課程科目とする。

##### (全学共通科目)

第 5 条 全学共通科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第 1 に定めるところによる。

##### (専門関連科目)

第 6 条 専門関連科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第 2 に定めるところによる。

##### (専門教育科目)

第 7 条 専門教育科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第 3 に定めるところによる。

2 専門教育科目のうち、先修条件に示す対象科目については、履修に先立って指定された授業科目の単位を修得しなければならない。

##### (教職課程科目)

第 8 条 教職課程科目に係る授業科目、単位数、その他履修に関する事項は、別表第 4 に定めるところによる。

##### (単位の計算)

第 9 条 学則第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による専門関連科目、専門教育科目及び教職課程科目の単位の計算については、次の基準のとおりとする。

- (1) 講義については、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実習、実技については、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

##### (履修方法)

第10条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎学年の所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修登録は次の各号の規定を遵守のうえ、行わなければならない。

(1) 同一科目が複数のクラスに分かれて開講されている場合は、指定されたクラスで履修しなければならない。

(2) 既に単位を修得した授業科目は、再び履修することはできない。

(3) 履修登録後は、原則、授業科目を変更することはできない。

(4) 履修登録取消期間中は、必修科目を除いて、履修登録した授業科目を取り消すことができる。

3 各学年において履修登録できる科目の単位数は、前期 28 単位、後期 28 単位を超えないものとする。ただし、集中講義科目、助産師養成課程科目、教職関連科目、単位互換科目、他学部科目及び副専攻科目のうち副専攻履修生のみが受けられる科目については、この限りではない。

4 遠隔授業により実施する科目について、学則第 10 条の 3 第 4 項の規定により開設する授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別に定めるところによる。

#### (他学部の授業科目の履修)

第11条 学生は、他学部の授業科目の履修をしようとするときは、他学部授業科目履修許可願(様式第 1 号)を学務所管課に提出し、学部長の許可を得なければならない。

2 学部長は、前項の規定により、他学部の授業科目の履修に係る許可をする場合にあっては、関係学部長に協議しなければならない。

3 第 1 項の規定により、履修した授業科目のうち、学部長が相当と認めるものについては、教授会の意見を聴いた上で、卒業所要単位数に算入することができる。

#### (他大学等における修得単位の認定)

第12条 学部長は、学則第 14 条及び兵庫県立大学他大学等における授業科目の履修規程に基づき認定した単位数を別表第 1 から別表第 3 に定める卒業所要単位数に算入することができる。

#### (入学前の既修得単位の認定及び修業年限の通算)

第13条 学部長は、学則第 15 条第 1 項の規定による既修得単位の認定について、教授会の意見を聴いた上で決定する。

2 前項の規定により認定することができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、学則第 14 条第 2 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 前 2 項の規定により認定された単位数は、別表第 1 から別表第 3 までに定める卒業所要単位数に算入することができる。

4 第 1 項に定めるもののうち、学生が学則第 37 条で定める科目等履修生として修得した単位について、本学に入学した後に修得したものとみなすときは、教授会の意見を聴いた上で、修得した単位数その他の事項を勘案して修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の二分の一を超えてはならない。

#### (転学)

第14条 学則第 24 条第 1 項の規定により、他の大学に転学を希望する者は、所定の期日までに転学許可願を学務所管課に提出しなければならない。

2 学則第 24 条第 2 項の規定により、本学部に転学を希望する者は、所定の期日までに転学許可願を学務所管課に提出しなければならない。

(転学部)

第15条 他学部へ転学部を希望する者は、所定の期日までに転学部許可願を学務所管課に提出しなければならない。

(転学部の出願資格、受入年次及び既修得単位の扱い)

第16条 本学部への転学部を志望する者があるときは、学部長は、教授会の意見を聴いた上で、選考し、許可することができる。

- 2 本学部への転学部に係る許可の要件は、在学年限を4年以上有し、他学部において62単位以上を修得していることとする。
- 3 転学部の受入年次については、教授会の意見を聴いた上で、学部長が決定する。
- 4 転学部を許可された者の既修得単位については、教授会の意見を聴いた上で、学部長が60単位を超えない範囲で本学部において修得したものとみなすことができる。

(試験)

第17条 授業科目の評価は、原則として試験により行う。ただし、試験以外による評価が適当と判断される場合には、他の評価方法をもってこれに代えることができる。

- 2 試験は原則として前期末と後期末に行う。
- 3 学生は、第10条により履修手続きした授業科目についてのみ、試験を受けることができる。
- 4 出席時間数が当該授業科目の全時間数の3分の2に満たない者は、原則として受験を認めない。
- 5 不合格者に対する再試験は行わない。

(成績)

第18条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して次の基準により評価する。

- (1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。
- (2) 合格した科目には所定の単位を与える。
- (3) 合格した科目の成績は、S、A、B及びCの評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上70点未満	到達目標を最低限達成できている成績

- 2 合格した科目については、再評価しない。
- 3 休学期間中に開講されている科目については、その単位を認めない。
- 4 単位互換・他大学履修科目の評価は認定をもって表す。

(再履修及び再受験科目)

第19条 試験に合格しなかった者又は試験を受けなかった者が、翌年度においてその授業科目につき単位を修得しようとするときは、改めて履修登録を行い、原則として履修しなければならない。ただし、授業科目によって翌年度以降にその試験のみを受け、それに合格することによって当該科目の単位を認めることがある(以下、この授業科目を「再受験科目」という)。

- 2 再受験科目の取り扱いをする授業科目は、毎年度の初めにこれを示す。

(卒業)

第20条 学生は、卒業するためには、別表第1から別表第3までに定める卒業所要単位数以上を修得しなければならない。

**(養護教諭一種免許状授与の所要資格の取得)**

第21条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による養護教諭一種免許状を取得しようとする者は、同法及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令27号）に基づき、前条に規定するもののほか、第8条に定める教職課程科目単位を修得しなければならない。

**(助産師国家試験受験資格の取得)**

第22条 助産師国家試験受験資格を取得しようとする者は、第20条に規定するもののほか、別表第5に定める助産師養成課程科目単位を修得しなければならない。

**(補則)**

第23条 この規程に定めるもののほか、履修方法については、看護学部で別に定める。

**附 則**

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に当該学部在学者(以下この項において「在学者」という。)及び平成25年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、公立大学法人兵庫県立大学の設立に伴い廃止された兵庫県立大学看護学部規則(兵庫県立大学看護学部規程第1号)の規定の例による。
- 3 前項に規定する者に対して、新たな授業科目を履修させる必要が生じた場合の取扱いについては、教授会が定める。

**附 則 (平成26年2月18日改正)**

**(施行期日)**

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 平成25年度の入学者については、従前の定めるところによる。
- 3 平成25年度の入学者が新規の科目、単位を履修した場合は、旧規程の科目、単位を修得したものとみなす。

**附 則 (平成27年3月18日改正)**

**(施行期日)**

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 1 改正後の別表は、この規程の施行日以後に入学した者に適用し、平成25年度及び平成26年度の入学者については、従前の定めるところによる。

**附 則 (平成28年3月16日改正)**

**(施行期日)**

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 1 第11条の3は、平成28年度入学生より適用する。
- 2 別表第2に定める「コミュニティー・プランナー実践論」「コミュニティー・プランナー・フィールドワーク演習」については平成26年度入学者より備考欄を適用する。

**附 則 (平成28年10月19日改正)**

附 則（平成 29 年 2 月 15 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 1 改正後の別表は、平成 29 年度入学者より適用する。

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 1 改正後の別表は、平成 30 年度入学者より適用する。

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 1 改正後の別表は、平成 31 年度入学者より適用する。

- 2 第 4 条の規程に関わらず、平成 29 年度以前に入学した学生にあつては、授業科目は、全学共通科目、専門関連科目、専門教育科目、教職課程科目及び防災教育科目とする。

- 3 平成 30 年度以前に入学した者の成績については、第 18 条第 1 項第 3 号の規定に関わらず、なお従前の例による。

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 1 改正後の別表は、平成 31 年度入学者より適用する。ただし別表 1 については、令和 2 年度入学者より適用する。

- 2 平成 30 年度以前に入学した者の履修方法については、第 10 条第 2 項(3)(4)の規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 12 月 2 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 1 改正後の別表は平成 31 年度入学者より適用する。ただし、別表 1 については、令和 3 年度の入学者より適用する。

- 2 令和 2 年度以前に入学した者の履修方法について、第 12 条第 4 項の規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 4 月 21 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 21 日から施行する。

（経過措置）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 16 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 1 改正後の別表は令和4年度入学者より適用する。
- 2 令和3年度以前に入学した者の履修方法については、第10条第3項の規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月15日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 改正後の別表は令和5年度入学者より適用する。
- 2 令和4年度以前に入学した者の履修方法については、第10条第3項の規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月21日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 改正後の別表は令和6年度入学者より適用する。

附 則 (令和7年3月19日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年3月19日から施行する。

(経過措置)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年7月16日改正)

附 則 (令和8年3月18日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 改正後の別表は令和8年度入学者より適用する。
- 2 令和7年度以前に入学した者にあつては、改正後の第10条第4項の規定を除き、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

1 全学共通科目

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備 考	
			必修	選択		
人間形成教育科目	人文科学系	哲学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	人文科学系から 2単位以上を修得
		倫理学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		歴史学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		文学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		心理学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		文化人類学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		芸術学	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		宗教学	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		論理学	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		教育学	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
	社会科学系	法学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	社会科学系から 2単位以上を修得
		政治学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		経済学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		経営学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		社会学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		地理学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		日本国憲法（憲法学）	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		政策科学	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		国際関係学	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		社会福祉学	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
	自然科学系	数学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	自然科学系から 2単位以上を修得
		生命科学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		物質科学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		環境学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		地球科学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		科学史概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		統計学	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		生命倫理学	<u>2</u> ・3・4		2	
		生態学	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
	人間形成教育科目		卒業所要単位			6単位以上修得

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考	
			必修	選択		
学際教育科目	ゼミナール	基礎ゼミナール1	1	1	2 単位必修 「基礎ゼミナール1」を修得しておくこと	
		基礎ゼミナール2	1	1		
		学際ゼミナール	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	※単位を取得できるゼミは 在学期間中に1つのみ ※履修取消不可
	県大特色系	国際社会学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	県大特色系から 2 単位以上を修得
		地域社会学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		防災学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		博物学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		地方自治学概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		情報セキュリティ科学	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		医療工学	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		放射光科学	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		宇宙科学	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
		園芸学	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2	
	リーダーシップ概論	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2		
	スポーツ科学系 健康・ スポーツ科学系	健康・スポーツ科学演習 1	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		1	
		健康・スポーツ科学演習 2	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		1	
健康・スポーツ科学概論		<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2		
栄養学概論		<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		2		
学際教育科目		卒業所要単位		4 単位以上修得		
外国語教育科目	英語	English Communication 1	1	1	6 単位必修 ※英語科目は1年次に必ず受講すること	
		English Communication 2	1	1		
		Academic English 1	1	1		
		Academic English 2	1	1		
		Practical English 1	1	1		
		Practical English 2	1	1		
	外国語	フランス語 1	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		1	
		フランス語 2	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		1	
		ドイツ語 1	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		1	
		ドイツ語 2	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		1	
		スペイン語 1	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		1	
		スペイン語 2	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		1	
		中国語 1	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		1	
		中国語 2	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		1	
	韓国・朝鮮語 1	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		1		
韓国・朝鮮語 2	<u>1</u> ・ <u>2</u> ・3・4		1			
外国語教育科目		卒業所要単位		6 単位以上修得		
情報教育科目	情報系	データサイエンス入門	1	2	2 単位必修	
必要単位数を設定していない選択科目と、 必要単位数を超えて修得した選択科目の合計単位数					8 単位以上修得	
全学共通科目		卒業所要単位		26 単位以上修得		

備考 開講年次欄の下線は、履修が望ましい年次である。

## 2 先修条件

対象科目名	条件（履修すべき科目等）
基礎ゼミナール2	「基礎ゼミナール1」 を修得しておくこと。

### 履修上の注意

- (1) 「外国語教育科目」の「英語」について、「English Communication 1・2」「Academic English 1・2」「Practical English 1・2」は1年次に必ず受講し、6単位修得しなければならない。
- (2) 「全学共通科目」は26単位以上修得しなければならない。ただし、「人間形成教育科目」は「人文科学系」「社会科学系」「自然科学系」の各分野からそれぞれ2単位以上修得しなければならない。

別表第2（第6条関係）

【専門関連科目】

区分	科目名	配当年次	単位数		備考	
			必修	選択		
専門 関連 科目	専門 関連 科目 Ⅰ	コミュニケーション論	1		2	10 単位以上修得 ただし、※印の科目は 1 科目 2 単位まで卒業 所要単位に算入するこ とができる。
		発達と心理	1		2	
		グローバルヘルス	1		2	
		健康データ活用論	1		2	
		体力科学論	2		2	
		English Communication for Nursing	2		2	
		生命論	3		2	
		看護英語リーディング	3		2	
		総合ゼミ	4		2	
		災害と人と健康※	2		2	
		災害リスクマネジメント※	2		2	
	専門 関連 科目 Ⅱ	薬理学	2	2		
		疾病論（内科学）	2	2		
		疾病論（外科学）	2	2		
		精神障害論	2	1		
		社会福祉・社会保障論	2	2		
		健康と生活を支える制度と施策	2	1		
		保健統計	2	2		
		疾病論（小児科学）	2	1		
		疾病論（女性医学）	3	1		
		保健医療福祉論	3	2		
		疫学	3	2		
環境衛生学概論	3	2				
専門関連科目 卒業所要単位					30 単位以上修得	

別表第3（第7条関係）

1 専門教育科目

区分	科目名	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
専 門 教 育 科 目	看護学概論	1	2		
	コミュニティヘルスケア実習	1	1		
	生活援助論	1	2		
	形態機能学Ⅰ	1	2		
	形態機能学Ⅱ	1	2		
	代謝機能学	1	1		
	老年看護概論	1	1		
	生活援助論演習Ⅰ	1	1		
	生活援助論演習Ⅱ	2	1		
	臨床遺伝看護学	2	1		
	治療看護論Ⅰ	2	2		
	治療看護論Ⅱ	2	2		
	治療看護論演習	2	1		
	臨床栄養学	2	1		
	感染免疫学	2	1		
	看護病態学	2	2		
	老年生活看護論	2	1		
	精神健康看護論	2	1		
	在宅看護論	2	1		
	コミュニティ・公衆衛生看護概論	2	2		
	クリニカル看護実習	2	2		
	生体機能学演習	2	1		
	看護病態学演習	2	1		
	成人看護概論	2	1		
	成人健康看護論（急性）	2	1		
	女性健康看護論	2	1		
	小児発達・生活看護論	2	1		
	家族看護論	2	1		
	看護情報学	2	1		
	母性健康看護論	2	1		
精神障害看護論	2	1			
在宅看護活動論	2	1			
看護組織論	3	2			
看護研究	3	2			
成人健康看護論（慢性）	3	1			
老年健康看護論	3	1			
小児健康看護論	3	1			

区分	科目名	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	在宅援助技術論	3	1		
	コミュニティ・公衆衛生看護活動論	3	2		
	コミュニティ・公衆衛生看護技術演習	3	1		
	小児看護実践論	3	1		
	母性看護援助論	3	1		
	精神看護援助論	3	1		
	生涯広域健康看護実習(成人／老人)	3	4		
	生涯広域健康看護実習(母性)	3	2		
	生涯広域健康看護実習(小児)	3	2		
	生涯広域健康看護実習(精神)	3	2		
	生涯広域健康看護実習(地域)	3	2		
	生涯広域健康看護実習(在宅)	3	2		
	統合看護実習	4	4		
	実践研究	4	4		
	看護倫理	4	1		
	看護理論	4	1		
	災害看護論	4	2		
	Global Nursing Issues	4		2	
	学校保健	2		2	
	養護概説	3		2	
	学校における健康相談	3		2	
	基礎助産論	3		1	
	助産管理	4		2	
助産診断技術論Ⅰ	4		2		
助産診断技術論Ⅱ	4		2		
助産診断技術論演習	4		2		
助産実習	4		8		
専門教育科目 卒業所要単位					81 単位以上修得
卒業所要単位合計					137 単位以上修得

## 2 先修条件

対象科目名	条件（修得すべき科目等）
クリニカル看護実習	「コミュニティヘルスケア実習」を修得しておくこと。
生涯広域健康看護実習	「2年次までの実習科目」をすべて修得しており、かつ「2年次までの実習科目」以外の必修科目の未修得が2科目以内であること。
統合看護実習 実践研究	「3年次までの実習科目」をすべて修得しており、かつ「3年次までの実習科目」以外の必修科目の未修得が2科目以内であること。

## 別表第4（第8条関係）

### 1 養護に関する科目

必修 48 単位

教育職員免許法施行規則に定める科目区分 免許状取得に必要な最低単位数		左記に対応する開設授業科目		備考
科目区分	単位数	授業科目	単位数	
衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4	環境衛生学概論	2	6 単位を修得
		疫学	2	
		保健医療福祉論	2	
学校保健	2	学校保健	2	
養護概説	2	養護概説	2	
健康相談活動の理論及び方法	2	学校における健康相談	2	
栄養学（食品学を含む。)	2	代謝機能学	1	3 単位を修得
		臨床遺伝看護学	1	
		臨床栄養学	1	
解剖学及び生理学	2	形態機能学Ⅰ	2	5 単位を修得
		形態機能学Ⅱ	2	
		生体機能学演習	1	
微生物学、免疫学、薬理概論	2	感染免疫学	1	6 単位を修得
		薬理学	2	
		看護病態学	2	
		看護病態学演習	1	
精神保健	2	精神健康看護論	1	2 単位を修得
		精神障害論	1	
看護学 (臨床実習及び救急処置を含む。)	10	看護学概論	2	20 単位を修得
		生活援助論	2	
		生活援助論演習Ⅰ	1	
		生活援助論演習Ⅱ	1	
		クリニカル看護実習	2	
		疾病論（小児科学）	1	
		小児看護実践論	1	
		女性健康看護論	1	
		在宅看護論	1	
		在宅援助技術論	1	
		コミュニティ・公衆衛生看護概論	2	
		生涯広域健康看護実習（地域）	2	
		生涯広域健康看護実習（小児）	2	
		家族看護論	1	

#### 履修上の注意

養護教諭一種免許状取得には、上記養護に関する 32 科目・48 単位の修得が必要である。ただし、学校保健、養護概説、学校における健康相談の 3 科目以外は、全て卒業要件として必修の科目である。

また、「看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）」の科目区分における 20 単位には、教育職員免許法施行規則に定める「養護又は教職に関する科目」として必要な 7 単位が含まれている。

## 2 教職に関する科目

必修 27 単位

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目	
科目	各科目に含める必要事項	最低取得 単位数	授 業 科 目	単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原論	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	1
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	1
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目 内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳教育論	2
			総合的な学習の指導法	1
			特別活動論	1
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育方法・情報通信技術活用論	2
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導論	2
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2		
教育実践に関する科目	養護実習	5	養護実習	5
	教職実践演習	2	教職実践演習	2
大学が独自に設定する科目			教育実践体験	2

### 履修上の注意

養護教諭一種免許状取得には、上記教職に関する科目 15 科目の内、「教育実践体験」を除く 27 単位の修得が必要である。なお、「教育の基礎的理解に関する科目」の最低取得単位数は 8 単位、「道徳、総合的な学習の時間等」の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の最低取得単位数は 6 単位であるものの、教育職員免許法施行規則に定める「各科目に含めることが必要な事項」を満たすためには、全ての開設授業科目の単位修得が必要となる。

### 3 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

必修 10 単位

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目	
科目	単位数	授業科目	単位数
日本国憲法	2	日本国憲法(憲法学)	2
体育	2	健康・スポーツ科学演習 1 健康・スポーツ科学演習 2	1 1
外国語コミュニケーション	2	English Communication 1 English Communication 2 Academic English 1 Academic English 2 Practical English 1 Practical English 2	1 1 1 1 1 1
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	データサイエンス入門	2

#### 履修上の注意

養護教諭一種免許状取得には、上記教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目にかかわって、10 単位の修得が必要である。

ただし、これらの授業科目のうち、データサイエンス入門は卒業要件として必修の科目である。

別表第5（第21条関係）

【助産師養成課程に関する科目】

必修 59 単位

保健師助産師看護師学校養成所指定規則 に定める科目		左記に対応する開設授業科目		備 考
科目区分	単位数	授業科目	最低取得単位	
基礎助産学	6	基礎助産論	1	*印の科目は助産師・看護師統合カリキュラムにおける科目
		健康と生活を支える制度と施策*	1	
		コミュニティ・公衆衛生看護概論*	2	
		コミュニティ・公衆衛生看護技術演習*	1	
		形態機能学Ⅰ*	2	
		形態機能学Ⅱ*	2	
		臨床遺伝看護学*	1	
		看護学概論*	2	
		小児発達・生活看護論*	1	
		女性健康看護論*	1	
		母性健康看護論*	1	
		家族看護論*	1	
助産診断・技術学	10	助産診断技術論Ⅰ	2	*印の科目は助産師・看護師統合カリキュラムにおける科目
		助産診断技術論Ⅱ	2	
		助産診断技術論演習	2	
		疾病論（女性医学）*	1	
		疾病論（小児科学）*	1	
		形態機能学Ⅰ*	2	
		形態機能学Ⅱ*	2	
		臨床遺伝看護学*	1	
		治療看護論Ⅰ*	2	
		治療看護論演習*	1	
		治療看護論Ⅱ*	2	
		看護病態学*	2	
		精神健康看護論*	1	
		小児健康看護論*	1	
母性健康看護論*	1			
小児看護実践論*	1			
女性健康看護論*	1			
母性看護援助論*	1			
地域母子保健	2	小児発達・生活看護論*	1	*印の科目は助産師・看護師統合カリキュラムにおける科目
		女性健康看護論*	1	
		保健医療福祉論*	2	
		コミュニティ・公衆衛生看護概論*	2	
		コミュニティ・公衆衛生看護活動論*	2	
		コミュニティ・公衆衛生看護技術演習*	1	
助産管理	2	助産管理	2	*印の科目は助産師・看護師統合カリキュラムにおける科目
		健康と生活を支える制度と施策*	1	
		災害看護論*	2	
臨地実習 助産学実習	11	看護組織論*	2	*印の科目は助産師・看護師統合カリキュラムにおける科目
		助産実習	8	
		生涯広域健康看護実習（母性）*	2	
		生涯広域健康看護実習（地域）*	2	
		実践研究（実習）*	2	

#### 履修上の注意

助産師国家試験受験資格取得には、前頁助産師養成課程に関する 34 科目 59 単位の修得が必要である。ただし、「基礎助産論」、「助産診断技術論Ⅰ」、「助産診断技術論Ⅱ」、「助産診断技術論演習」、「助産管理」、「助産実習」の 6 科目以外は、全て卒業要件として必要な専門科目である。

### 3 兵庫県立大学GPA制度要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県立大学（以下「本学」という。）のGPA（Grade Point Average）制度に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 GPA制度は、学修の状況及び結果を明確化することにより、学生の学習意欲を高め、適切な修学指導に資するとともに、厳格な成績評価を推進し、学びの質を向上させることを目的とする。

#### (GPAの種類・運用)

第3条 GPAは、全学で統一的に運用する全学GPAと、各学部・研究科（以下「学部等」という。）の範囲内で独自に運用する学部・研究科GPA（以下「学部等GPA」という。）に大別する。

2 GPAの運用は、原則としてこの要綱に基づくものとする。

3 学部等GPAは、学部・研究科の独自性を鑑み、この要綱の趣旨・目的に反しない限りにおいて、各学部・研究科長が教授会の意見を聞いたうえで別に定めることができるものとする。ただし、次項で定めるGPについては別に定めることはできないものとする。

#### (GP)

第4条 学則第13条に基づき各学部・研究科規程で定める成績の評語に与えられるGP（Grade Point）は、次表のとおりとする。

成績の評語		GP
5段階評価	素点	
S	100-90	4.0
A	89-80	3.0
B	79-70	2.0
C	69-60	1.0
D	59-0	0.0

#### (GPAの算出方法)

第5条 各期における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「学期GPA」という。）と、全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「通算GPA」という。）の計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

2 学期GPAの計算式

学期GPAの計算式は以下のとおりとする。

(当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP×当該授業科目の単位数)の合計

-----  
当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計

### 3 学年GPAの計算式

学年GPAの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{\text{(当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

### 4 通算GPAの計算式

通算GPAの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{\text{(在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

#### (GPA対象授業科目)

第6条 GPA対象授業科目は、5段階評語又は素点によって成績認定される授業科目であって、卒業要件に算入できる授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、学部等が設定する履修取消期間中に学生から履修取消の申し出があり履修取消を許可した授業科目は、GPA対象授業科目から除くものとする。

3 学部等は、教育上の理由により、前項に規定による履修取消期間中での取消ができない授業科目を別に定めることができるものとする。

#### (再履修科目の取扱い)

第7条 「D」又は60点未満と評価された授業科目を、のちに再履修した場合、以前の「D」又は60点未満と評価された授業科目は、再履修による評価にかかわらずGPA対象授業科目に含むものとする。

#### (成績証明書への記載)

第8条 学期GPA、学年GPA及び通算GPAは、原則として成績証明書に記載しない。ただし、英文証明書について、学生からGPAの記載を求められたときはこの限りではない。

#### (成績評価の厳格化)

第9条 GPA制度が的確に運用されるよう、学部等は、授業科目の適切な成績評価の推進について、組織的な取り組みに努めるものとする。

#### (雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、GPA制度に関し必要な事項は、高等教育推進機構全学教育推進会議の議を経て、教育研究審議会が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

平成30年度以前の入学生は、なお従前の定めるところによる。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。